

「相続税の達人」「贈与税の達人」操作研修会

2019年9月

INDEX

- 1. 税制改正と機能追加
- 2. 贈与税の達人について
- 3. 「相続税の達人」基本操作(導入~シミュレーション)
- 4. 「贈与税の達人」基本操作
- 5. 「相続税の達人」基本操作(申告書の作成ほか)
- 6. 「電子申告の達人」の対応について
- 7. その他
 - (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」(新商品)
 - (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」
 - (3) 達人Cube「クラウドストレ~ジ」
- ※本資料で使用しているシステム画面は開発中のものです。そのため、実際の製品画面と異なる場合があります。

【平成31年分以降用税制改正】

1. 帳票の新規追加

第4表の付表:相続税額の加算金額の計算書付表

第8の8表:納税猶予税額の内訳書

第11・11の2表の付表1(別表2):特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細

第11・11の2表の付表2の2:特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書

第8の8表(修正申告用):納税猶予税額の内訳書

- 2. 帳票の新様式への対応
 - ※詳細は達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」にてご確認ください。
- 3. 相続開始日による帳票の切り替え

相続開始日が「平成31年3月31日以前」と「平成31年4月1日以後」により、「第14表 純資産価額に加算される暦年課税分の 贈与財産価額及び特定贈与財産価額/出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産/特定の公益法人などに寄附した相続財産・ 特定公益信託のために支出した相続財産の明細書」が自動的に新旧切り替わるよう処理を追加

【機能追加】

1. 事業承継税制に関する機能の追加

業務メニューに「事業承継税制提出書類の作成」を設け、事業承継税制に関する以下の機能を追加

・対応帳票の新規追加

業務メニュー「承継会社情報」をクリックして表示される「承継会社情報」画面で事業承継をする会社を登録すると、 作成できます。

※「相続人情報の登録」-「相続人の新規登録/変更」画面で「特例経営承継人」が「該当する」の設定が必要です。

業務メニュー	対応帳票	
特例承継計画	様式第21 施行規則第17条第2項の規定による確認申請書(特例承継計画)(1面~3面)	
特例認定申請書	様式第8の3 第一種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書(1面~5面)	
年次報告書・継続届出	様式第11 年次報告書(1面~5面)	
	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(特例措置)(次葉含む)	

・帳票の提出履歴の管理機能の追加

業務メニュー [書類の提出状況] をクリックすると [書類の提出状況] 画面が表示され、各帳票に対する法律で定められた 提出期限が表示されます。

帳票を選択した状態で[選択]ボタンをクリックすると「書類の提出状況の登録」画面が表示され、提出状況を設定できます。

2. シミュレーションの変更

節税対策として、シミュレーションの「試算表等の作成」で作成できる帳票に以下の帳票を新規追加 以下の帳票は全て「相続税の達人」オリジナルです。

業務メニュー	対応帳票	
暦年贈与の試算表	暦年贈与シミュレーション(1面~2面)	
納税猶予額の試算表	特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額の試算表	
納税猶予の適用要件判定表	特例認定承継会社株式等に係る贈与税の納税猶予の適用要件判定表	
	特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予の適用要件判定表	

3. 「贈与税の達人(平成30年分以降用)」からの取り込み機能の追加

「贈与税の達人(平成30年分以降用)」の提供に伴い、以下の帳票に「贈与税の達人(平成30年分以降用)」で登録した贈与財産(本年分・過去分)のデータを取り込める機能(ツールボタン[データ連携])を追加

対応帳票	
第4表	相続税額の加算金額の計算書
第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書/相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額/出資持分の定めのない法人などに遺 贈した財産/特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

4. 新元号への対応

- ・相続税の申告書(第1表)、更正の請求書、税務代理権限証書
- ・税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(1面)、税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(1面)

5. 画面入力への変更

データのインポート/エクスポート項目の対象とするため、以下の帳票の項目を手入力ではなく画面からの入力に変更

対応帳票		項目
第9表	生命保険金などの明細書	「1相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など」
第10表	退職手当金などの明細書	「1相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など」
第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書/相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書	「2相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」
第13表	債務及び葬式費用の明細書	「1債務の明細」、「2葬式費用の明細」
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び 特定贈与財産価額/出資持分の定めのない法人などに遺 贈した財産/特定の公益法人などに寄附した相続財産・ 特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	「1純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与 財産価額の明細」

6. 「小規模宅地等の設定」画面の変更

明細ごとに小規模宅地等の種類を選択できるよう変更

「第11·11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」から表示する[小規模宅地等の設定]画面において、

NTTData © 2019 NTT DATA Corporation

7.「第8の2表の付表2」の画面の変更

「第8の2表の付表2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書」 - [⑧経営 承継相続人が役員であった期間]から表示する [年月日] 画面を、 [年月日(期間)] 画面に変更し、1つの画面に統合

8. 帳票の一括印刷の変更

[帳票の一括印刷]画面に[F4/オプション]ボタンを追加し、「取得財産一覧表」「取得財産一覧表(取得者別)」において、 以下の設定を追加

・財産等の出力有無選択(以下の財産等を出力するかどうかを選択)

出力有無選択可能な財産等

生命保険等、退職給付金等、債務、葬式費用、相続時精算課税適用財産、暦年課税適用財産

・改ページの有無選択(以下の単位で改ページするかどうかを選択)

改ページする単位

財産、生命保険等、退職給付金等、債務、葬式費用、相続時精算課税適用財産、暦年課税適用財産

・取得財産の出力有無選択 (相続人の各人の取得財産を出力するかどうかを選択)

- 9. 電子申告への対応(「電子申告の達人」については、P88~P89を参照) 相続税の電子申告対応(2019年10月1日予定)に伴い、相続税の達人(平成31年分以降用)では以下の対応をします。
 - 「利用者識別番号」の追加「相続人の新規登録/変更」画面に「利用者識別番号」を追加
 - ・「相続税の申告書等送信票(兼送付書)」の追加 「「利用者識別番号」の追加」で「利用者識別番号」を1つでも登録している場合、「相続税の申告書等送信票(兼送付書)」 が作成されます。
 - ・種類の追加

以下の帳票及び画面の [種類] にカーソルがある状態で [F3/参照] ボタンをクリックして表示される [参照] 画面において、電子申告で使う種類の追加及び既存の種類を変更

帳票	
第8の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書
第8の2の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書

画面	
財産の新規登録/変更	相続時精算課税適用財産の登録

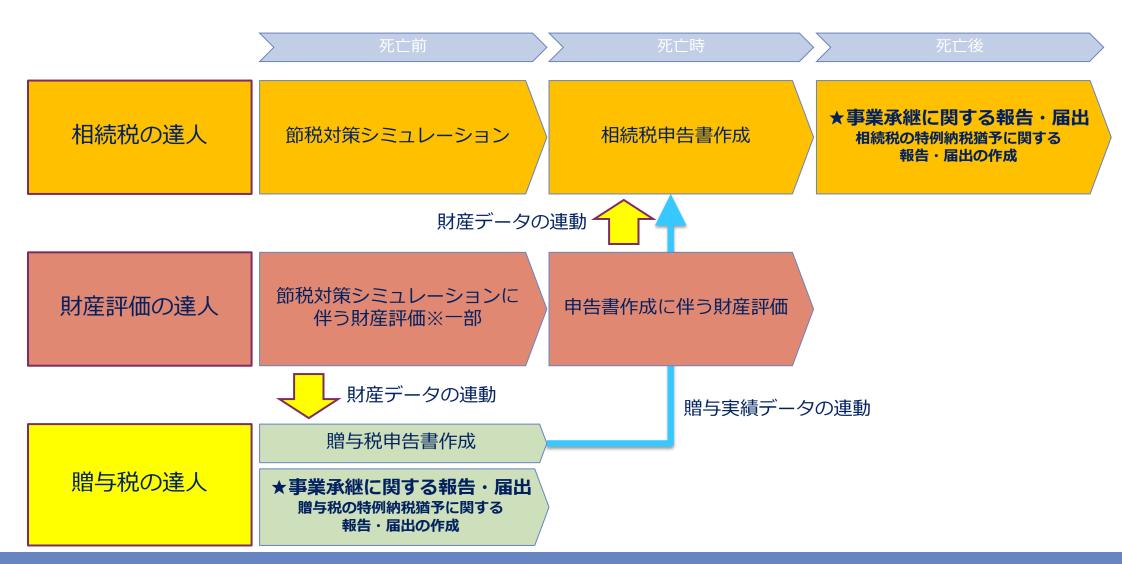
2. 贈与税の達人について

2019年9月17日(火)より、「申告書作成ソフト」の新たなラインナップとして「贈与税の達人」をリリースします。 贈与税申告書の作成はもちろん、「贈与実績の管理」や「特例事業承継税制」に係る各種書類の作成などを行えます。

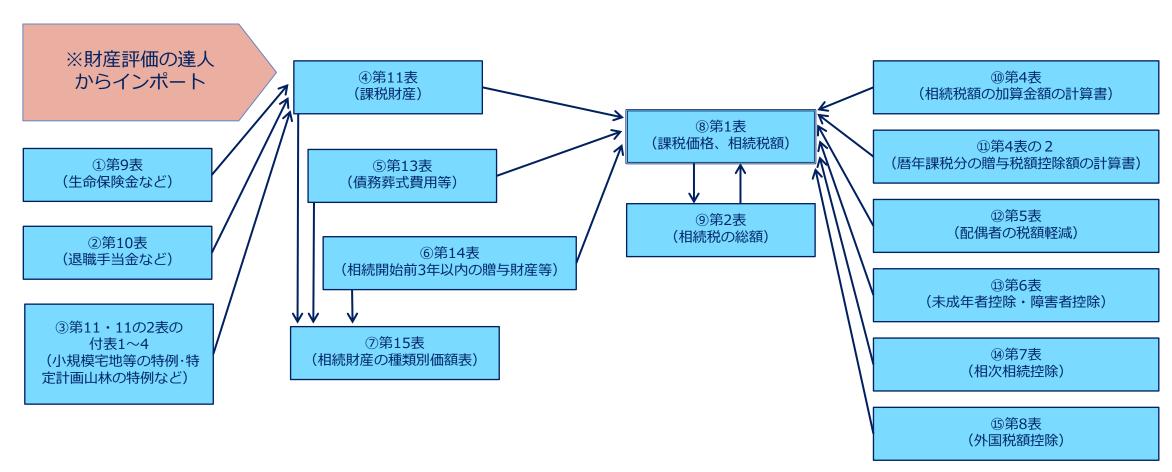
【主な機能】

- 1. 贈与税の申告書作成機能
- 2. 贈与実績の管理機能
 - ・贈与者単位での贈与財産一覧の出力機能:詳細は後述
 - ・受贈者単位での控除等適用情報一覧の出力機能:詳細は後述
- 3. 「特例事業承継税制」に係る各種書類の作成機能:詳細は後述
- 4. 「特例事業承継税制」に係る各種書類の提出状況確認機能:詳細は後述
- ※平成30年分贈与税の修正申告書等を電子申告の達人で送付する場合には、相続税の達人(平成30年分以降用)で申告書を作成してください。(紙提出の場合には、贈与税の達人(平成30年分以降用)で作成できます。)

達人シリーズが考える相続税申告に至るながれ



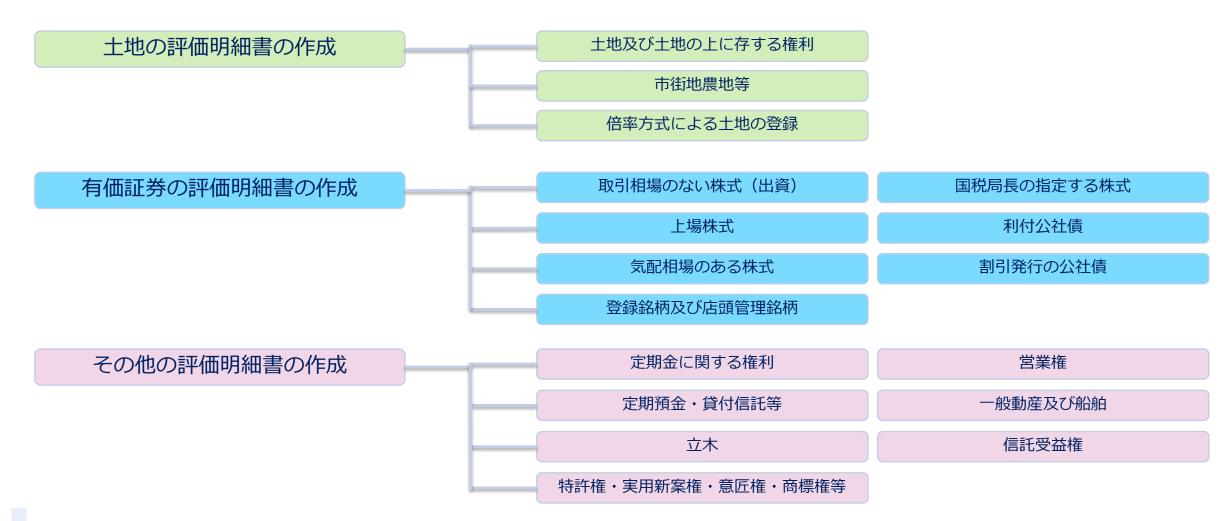
相続税申告書記載の順序(「相続税の申告のしかた・一般の場合」に一部加筆)



※「財産評価の達人」の契約が必要になります。

【財産評価の達人】

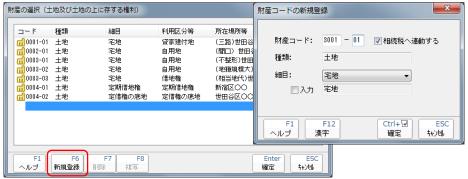
「財産評価の達人」で作成した各種評価明細書データを相続税の達人へ取り込み、シミュレーションを行います。



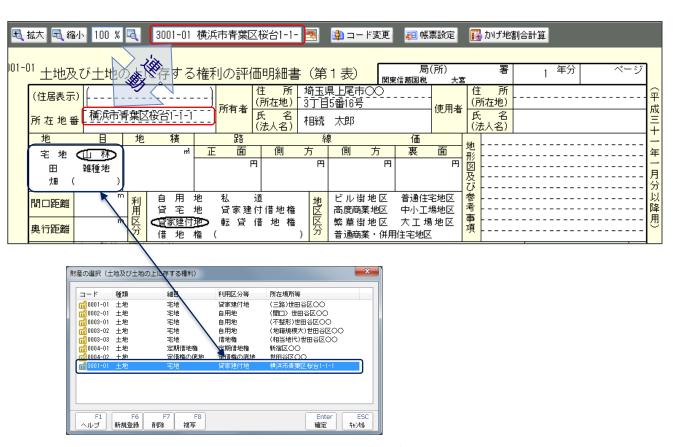
入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

1) 資産の新規登録





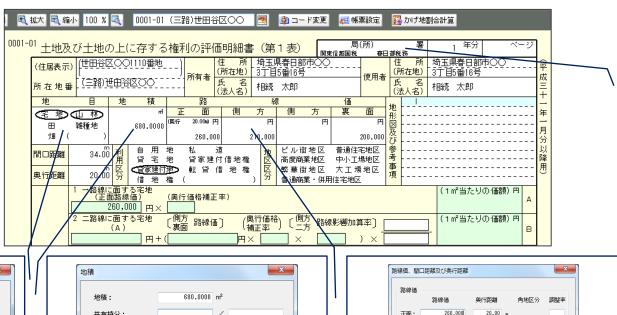
- ・財産を登録する際には、「新規登録」で追加します。
- ・「財産コードの新規登録」画面で、資産の種類、細目を設定します。 ※ここでの種類、細目が財産一覧表で区分として使用されます。



- ・評価明細書の所在地番を変更すると、それに紐づく財産の所在場所等も変更されます。
- ・評価明細書の「地目」を変更しても、それに紐づく財産の細目は変更されません。

入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2) 個別解説 第1表 ① (手入力)

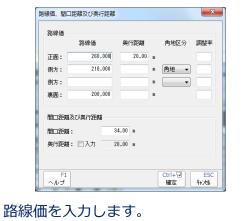




地目を選択します。 ※複数の地目を選択できます。

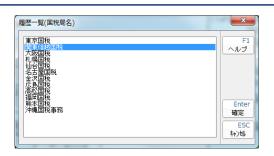


※不整形地等で所有権のない他の宅地 等と一体利用で評価する場合は、ここ で入力します。

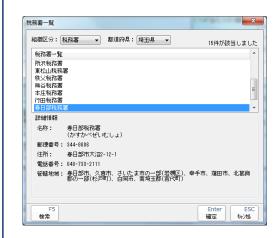


間口距離と奥行距離を入力します。

※正面路線価の自動判定は行いません。



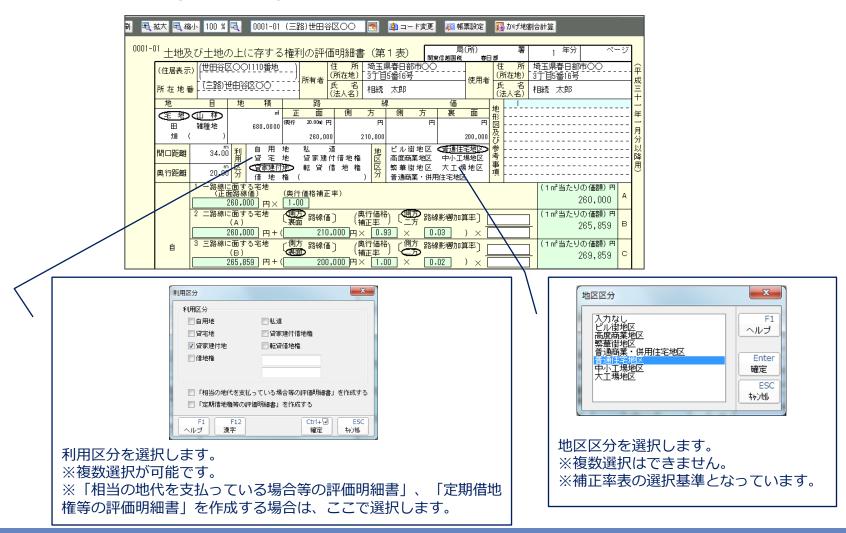
局(所)は「F3:参照」をクリックし、履歴一覧か ら選択します。



※署は「F6:税務署」をクリックし、税務署一覧か ら選択します。

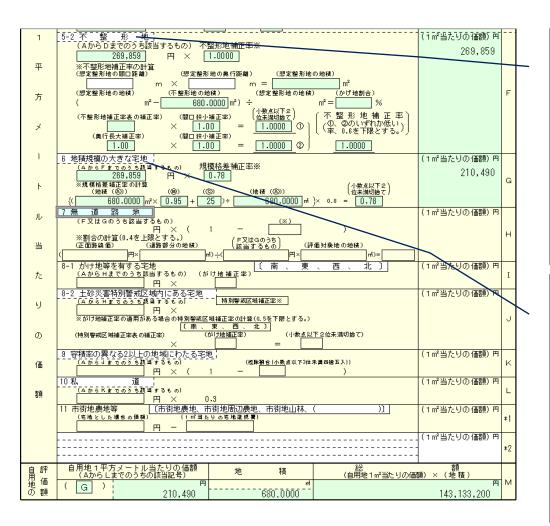
入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2) 個別解説 第1表 ② (手入力)

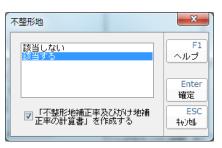


入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2) 個別解説 第1表 ③ (手入力)



「不整形地」や「無道路地」などを入力する場合には、該当の箇所をダブルクリックし、「該当する」を選択してください。



※「不整形地補正率及びがけ地補正率の計算書」を作成する場合は、 チェックを入れてください。



※「地積規模の大きな宅地」について、「該当する」を選択した場合、 「適用要件チェックシート」が自動作成されます。

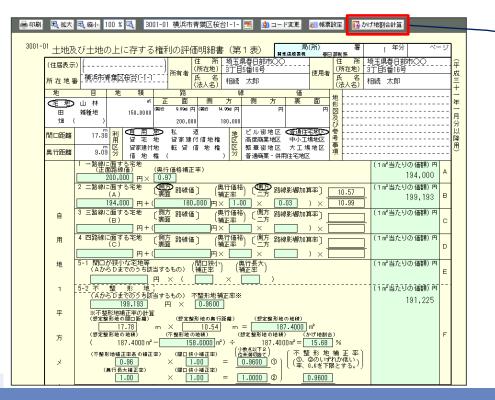
入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2) 個別解説 第1表 ① (カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力)

「かげ地割合計算」では、評価する土地の図面(公図、測量図など)の画像ファイルを取り込み、簡単な操作で想定整形地の自動作成及びかげ地割合の計算が行えます。

そのため、今まで多くの手間と時間がかかっていた不整形地の土地の評価の作業を大幅に効率化できます。

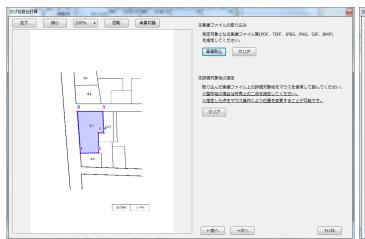
·価格:13,500円(税抜)

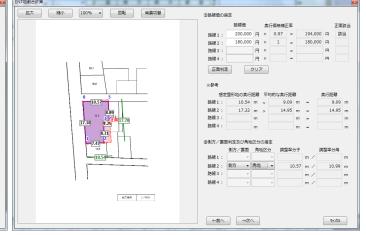


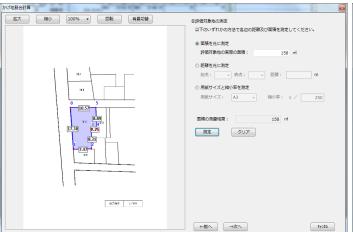
上に存する権利の評価明細書(第1表)」に自動連動します。

入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2)個別解説 第1表 ②(カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力)





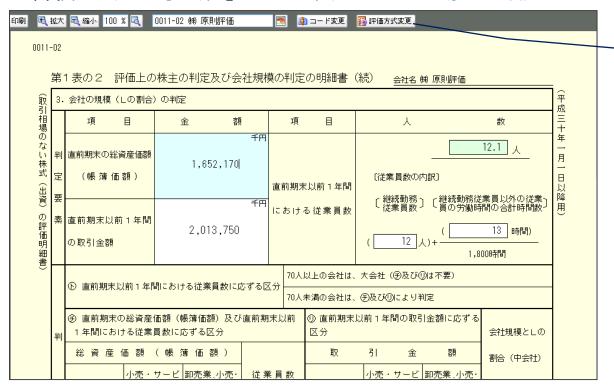


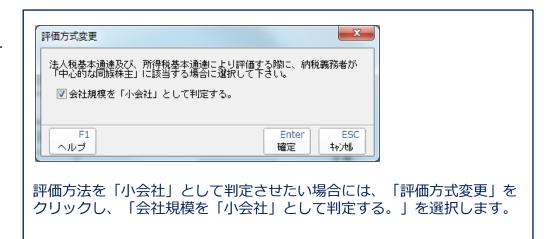


- ▶ 公図や測量図の画像ファイルを読み込み、線で囲みます。
- ▶ 「面積」「距離」「用紙サイズと縮小率」のいずれかで調整をします。
- ▶ 路線価を入力し、正面判定をします。
- ▶ 測定結果が表示され、印刷ボタンから出力した帳票は、申告書の添付 資料としても利用できます。
- ※ 取り込み可能なファイル形式は、PDF、TIFF、JPEG、PNG、GIF、BMP形式です。
- ※間口が2か所存在する土地、隅切りやセットバックが複数存在する場合の計算には対応しておりません。

(補足)取引相場のない株式(出資)の評価明細書 第1表の2評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

・評価方法を「小会社」として判定させたい場合の設定





【相続税の達人】

(1) 基本情報の登録



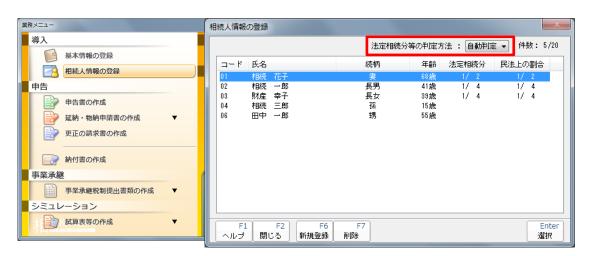


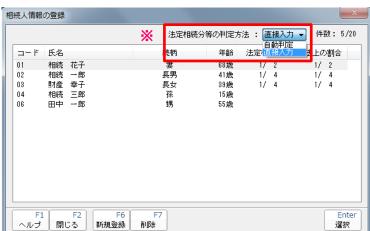
- ・必要項目を手入力します。
- ・「相続の年月日」は相続開始の年月日を入力します。
- ※シミュレーションの場合は、仮の年月日を設定します。
- ※「データ管理の達人」を利用している場合には、「事業者一覧」からデータ管理の達人の事業者データベース名を選択後、「事業者一覧」から被相続人情報を取込むことができます。
- ※「F9:マスター更新」

基本情報等で変更した内容をデータ管理の達人の事業者情報へ反映させる場合に使用します。

- ・あん分割合の調整 「各人の算出税額」の計算の際、計算上のあん分割合の有効桁数 を設定します。
- ・算出税額の端数の処理方法を指定します。 初期値は「自動調整」が選択されています。
- ・財産コードの自動入力 相続税の申告書(第11表)に相続財産を直接入力する場合に有効 となります。

(2) 相続人情報の登録





- ・法定相続分等の判定方法については、初期値は「自動判定」が選択されています。
- ※以下のケースは「自動判定」に対応していませんので、「直接入力」を選択し、 相続人の新規(変更)登録画面で相続割合を入力してください。
 - ①被相続人の養子が被代襲者となる場合
 - ②身分関係が重複する相続人が存在する場合
 - ③再代襲相続が発生する場合

(2) 相続人情報の登録



※すべての相続人について登録します。

【各項目の説明】

- ·取得原因:複数選択可
- ※相続時精算課税の場合には、「相続時精算課税」にチェックを入れてください。
- ・相続放棄:該当の有無を選択します。
- ・配偶者税額軽減の適用:該当の有無を選択します。(第5表、第5表の付表に連動します)
- ・2割加算の適用:該当の有無を選択します。(第4表に連動します)
- ・未成年者控除の適用:該当の有無を選択します。(第6表に連動します)
- ・障害者控除の適用:該当の有無を選択します。(第6表に連動します)
- ・農業相続人:該当の有無を選択します。
- ※申告書第3表、第3表・第8表2、第12表等に連動します。
- ・経営承継人:該当の有無を選択します。
- ※申告書第8の2表、第8の2表の付表1、第8の2表の付表2、第8の2表の付表3等に連動します。
- ・特例経営承継人:該当の有無を選択します。
- ※申告書第8の2の2表、第8の2の2表の付表1、第8の2の2表の付表2、第8の2の2表の付表3等に連動します。
- ・林業経営相続人:該当の有無を選択します。
- ※申告書第8の3表、第8の3表の付表等に連動します。
- ・医療法人持分相続人等:該当の有無を選択します。(第8の4表及び付表は別途作成が必要です)
- ・委託相続人:該当の有無を選択します。
- 特例事業相続人等:該当の有無を選択します。
- ・延納申請:該当の有無を選択します。(※延納申請書が作成されます。)
- ・物納申請:該当の有無を選択します。(※物納申請書が作成されます。)

- (3)シミュレーション機能
- 1) 暦年贈与シミュレーション



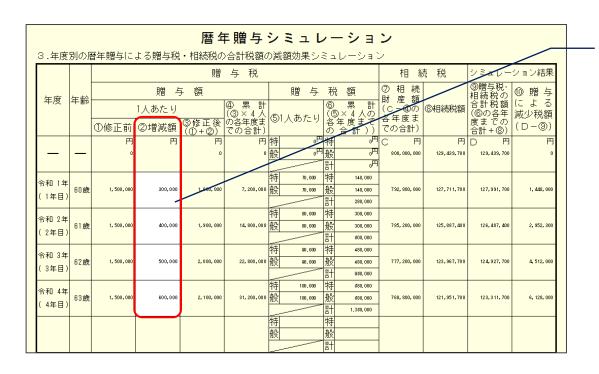
「相続人情報の登録」で登録した人数が連動されます。

暦年贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果をシミュレー ションすることができます。

・シミュレーション例 試算額を「1,500,000円」からスタートして、最大額を 「5,000,000円」に設定し、「500,000円」ずつ贈与額を増加する 場合

試算する年間1人あたりの贈与額 ×		
試算する[年間1人あたりの贈与額]の範囲を指定してください。 ※試算できる最大数は100パターンとなります。		
試算額(開始):	1,500,000 円	
試算額(增加額):	500,000 円	
試算額(終了):	5,000,000 円	
試算するパターン数:	8パターン	
	Ctrl+记 ESC 確定 キャン切	

- (3)シミュレーション機能
- 1) 暦年贈与シミュレーション



- ・年別の暦年贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果を確認することができます。
- ・増減額の入力が自由にできるので、様々なシミュレーションを行うことができます。

- (3) シミュレーション機能
- 2) 特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額の試算表



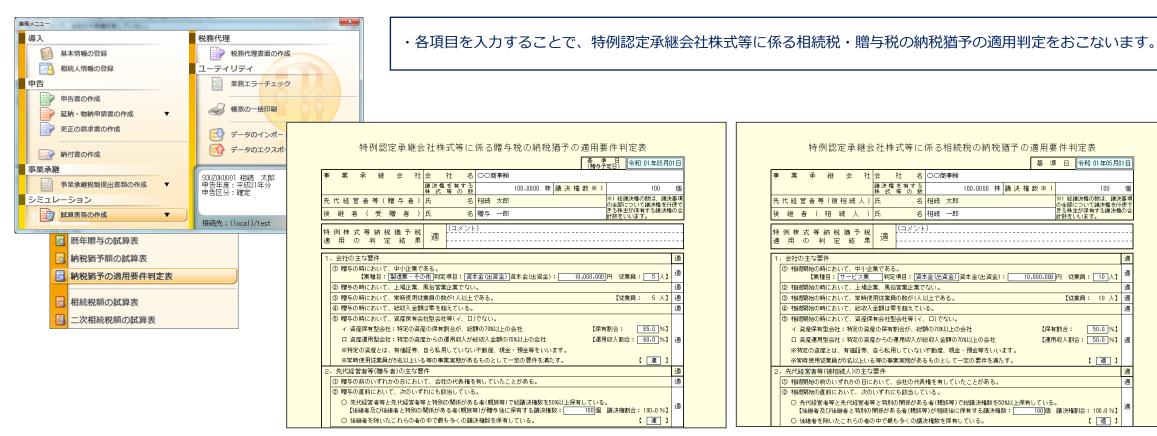
・「特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予 額」の試算がおこなえます。

・「財産を取得する人」の入力枠をダブルクリックし、 必要な項目を入力します。



※後継者に該当する場合には、「該当する」を選択してください。

- (3)シミュレーション機能
- 3)特例認定承継会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用判定



特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予の適用要件判定表 基 準 日 令和 01年05月01日 事業承継会社会社名○○商事㈱ 100.0000 株 議決権数※ 総議決権の数は、議決事項 名 相続 太郎 先代経営者等(被相続人)氏 の全部について議決権を行使 きる株主が保有する議決権の 名 相続 一郎 後継者(相続人)氏 特例株式等納税猶予税 適用の判定結果 1. 会社の主な要件 【業種目: サービス業 判定項目: 資本金(出資金)資本金(出資金): ② 相続開始の時において、上場企業、風俗営業企業でない。 【従業員: 10 人】 適 ③ 相続開始の時において、常時使用従業員の数が1人以上である。 ④ 相続開始の時において、総収入金額は零を超えている。 ⑤ 相続開始の時において、資産保有会社型会社等(イ、口)でない。 イ 資産保有型会社:特定の資産の保有割合が、総額の70%以上の会社 【保有割合: 50.0 %] 【運用収入割合: 50.0 %】 適 口 資産運用型会社:特定の資産からの運用収入が総収入金額の70%以上の会社 ※特定の資産とは、有価証券、自ら私用していない不動産、現金・預金等をいいます。 [道] ※常時使用従業員が5名以上いる等の事業実態があるものとして一定の要件を満たす。 2. 先代経営者等(被相続人)の主な要件 1 相続開始の前のいずれかの日において、会社の代表権を有していたことがある。 ② 相続開始の直前において、次のいずれにも該当している。 ○ 先代経営者等と先代経営者等と特別の関係がある者(親族等)で総議決権数を50%以上保有している。 【後継者及び後継者と特別の関係がある者(親族等)が相続後に保有する議決権数: 100個 議決権割合: 100.0%] ○ 後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有している。

(1) 基本情報の登録(基本情報タブ)

■申告に必要な受贈者の基本情報を入力します。



- ・必要項目を手入力します。
- ※「データ管理の達人」を利用している場合には、「事業者一覧」からデータ 管理の達人の事業者データベース名を選択後、「事業者一覧」から受贈者情報 を取込むことができます。





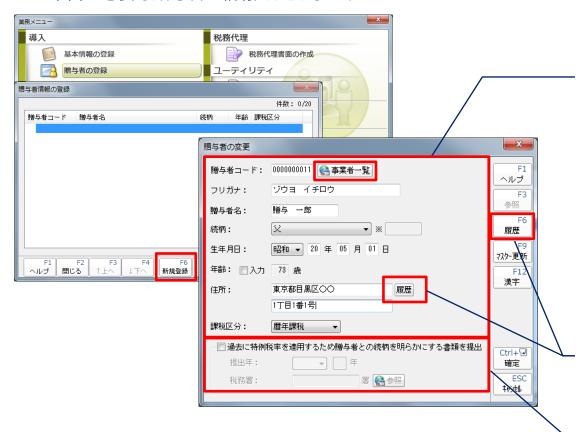
※「F9:マスター更新」

基本情報等で変更した内容をデータ管理の達人の事業者情報へ反映させる場合に使用します。

- ※「F6:税務履歴」
- ・税務履歴を登録することができます。
- ・翌期繰越すると前年の税務履歴が自動反映されます。
- ・相続税の達人の「第4表の2(暦年課税分の贈与税額控除額の計算書)」に データ連動します。

(2) 贈与者の登録

■申告に必要な贈与者の情報を入力します。



- ・「F6:新規登録」を選択後、「贈与者の新規登録(変更)」画面で必要項目を入力します。
- ※「データ管理の達人」を利用している場合には、「事業者一覧」からデータ 管理の達人の事業者データベース名を選択後、「事業者一覧」から贈与者情報を取込 むことができます。

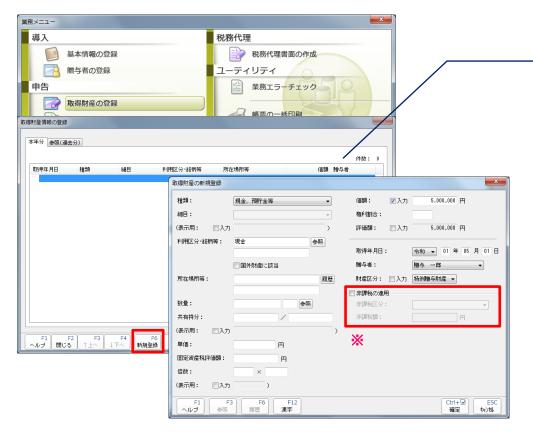


※追加で登録する贈与者の住所が既に登録している贈与者と同じ場合、「F6: 履歴」 か住所の「履歴」から住所を取込むことができます。

※過去に特例税率を適用するため贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、チェックを入れ、提出年と税務署の登録を行います。

(3) 取得財産の登録

① 直接登録

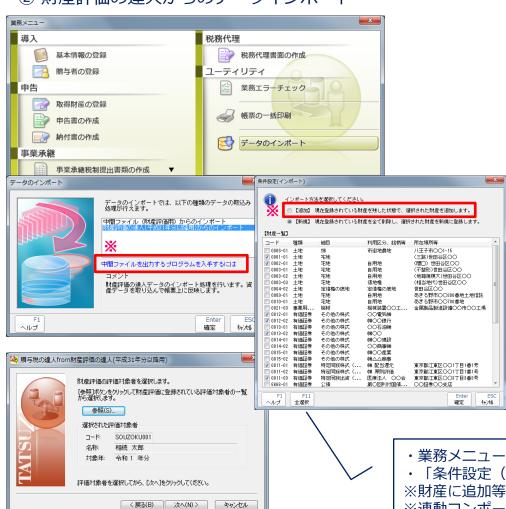


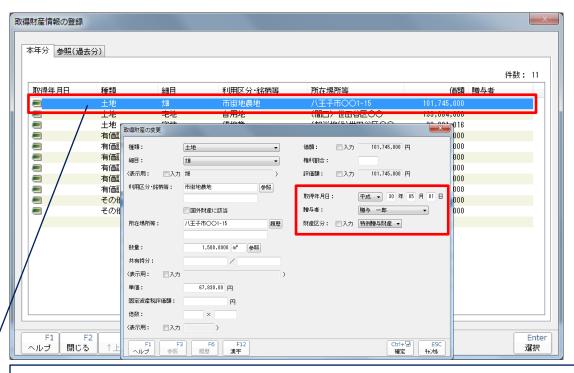
- ・「F6:新規登録」を選択後、「取得財産の新規登録」画面で必要項目を入力します。
- ※取得財産が非課税の適用対象財産の場合、「非課税の適用」にチェックを入れ、「非課税区分」を選択後、「非課税額」を入力します。



(3) 取得財産の登録

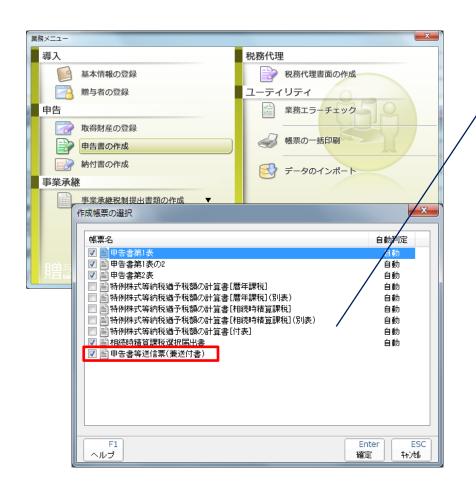
② 財産評価の達人からのデータインポート





- ・「取得財産情報の登録」画面にデータが取り込まれます。
- ・取り込まれたデータをダブルクリックし、「取得年月日」「贈与者」を入力します。
- ・業務メニューから「データのインポート」を選択します。
- ・「条件設定(インポート)」では、財産評価の達人で登録した財産のうち取り込むデータを選択します。
- ※財産に追加等があった場合は、「追加」を選択します。
- ※連動コンポーネントは、「中間ファイルを出力するプログラムを入手するには」からダウンロードします。

(4) 申告書の作成

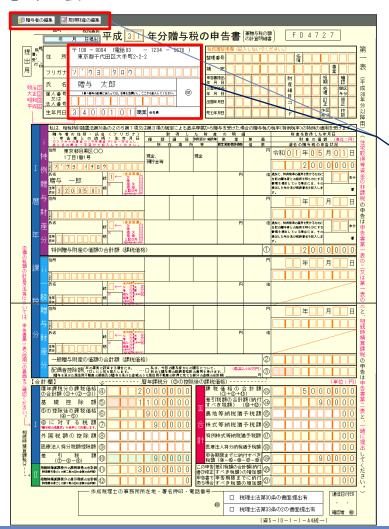


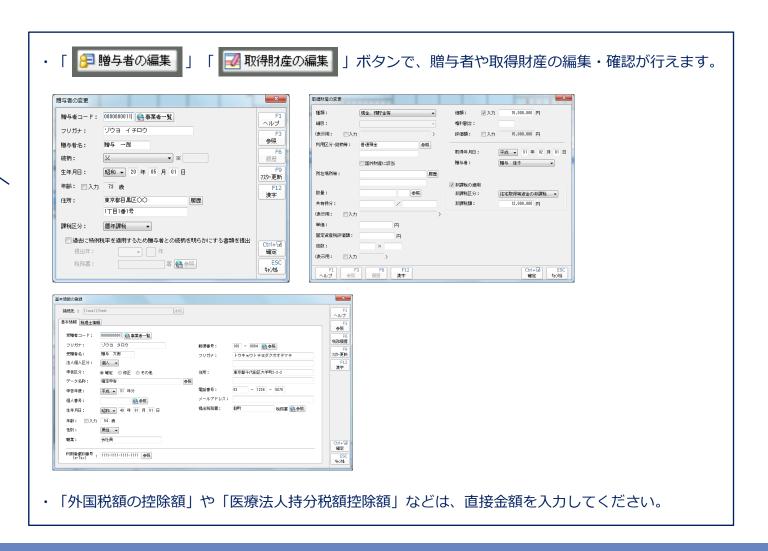
- ・「申告書の作成」をクリックします。
- ・「作成帳票の選択」画面が表示されますので、「確定」をクリックします。
- ※帳票は、登録した取得財産に基づき自動で選択されます。
- ※「申告書等送信票(兼送付書)」は、基本情報に利用者識別番号が登録されている場合、初期値としてチェックが入ります。

利用者識別番号を入力していない場合には、チェックを入れてください。

(4) 申告書の作成

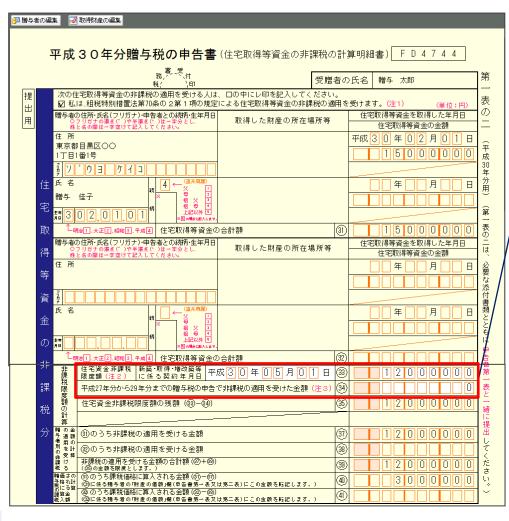
① 第一表





(4) 申告書の作成

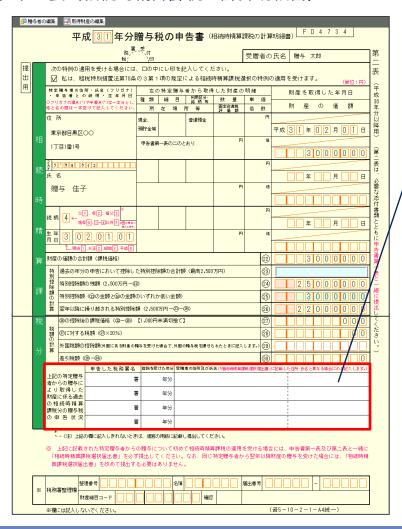
② 第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)



- ・「新築・取得・増改築等に係る契約年月日」と「住宅資金非課税限度額」を入力します。
- ・平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額がある場合に入力します。

(4) 申告書の作成

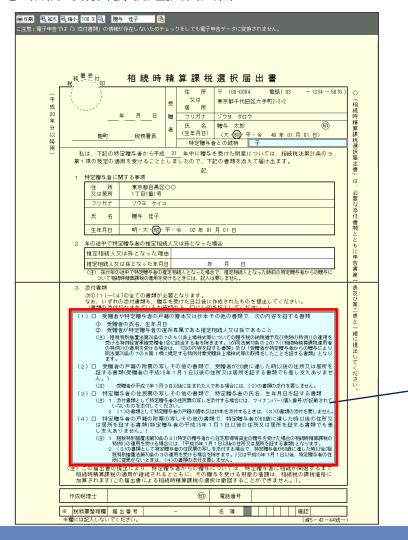
③ 第二表(相続時精算課税の計算明細書)



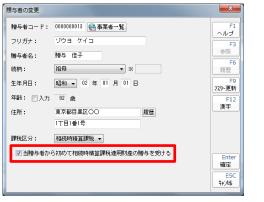
- ・申告書に記載の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告がある場合には、申告した税務署名等の必要項目を入力します。
- ※贈与者の登録で、課税区分が「相続時精算課税」を選択した場合に作成できます。

(4) 申告書の作成

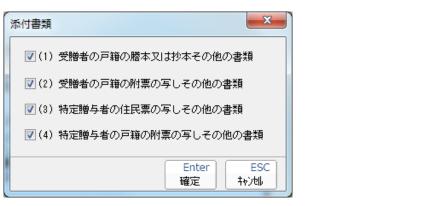
④ 相続時精算課税選択届出書



・贈与者の登録で、「当贈与者から初めて相続時精算課税適用財産の贈与を受ける」にチェックを入れた場合に作成できます。



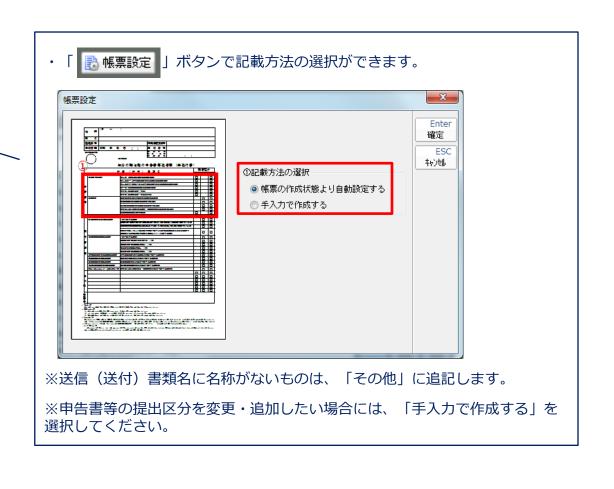
・「添付書類」を全て選択します。



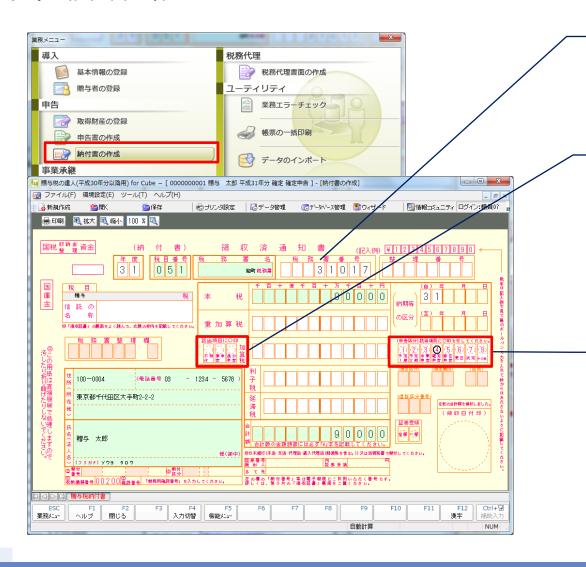
(4) 申告書の作成

⑤ 申告書等送付票(兼送付書)

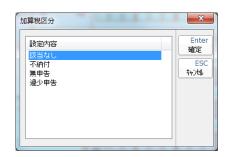




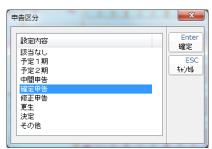
(5) 納付書の作成



- ・納付書の作成を選択すると、「(納付書)領収済通知書」が表示されます。 ※重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力します。
- ・赤枠部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



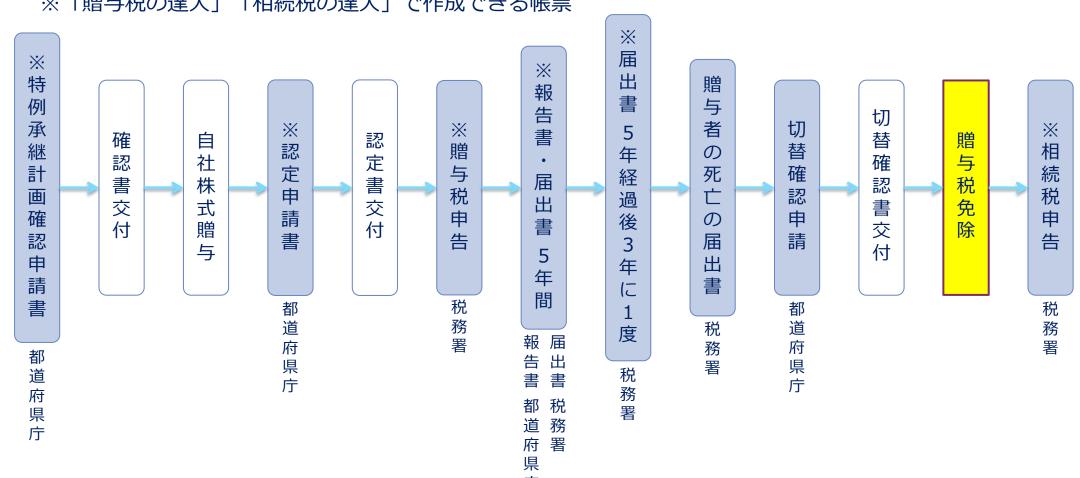
・赤枠部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



事業承継税制提出書類の作成

特例納税猶予の適用を受ける場合の手続きの流れ

「贈与税の達人」「相続税の達人」で作成できる帳票



NTTData 41 © 2019 NTT DATA Corporation

(6) 事業承継税制提出書類の作成

① 承継会社登録





- ・「事業承継税制提出書類の作成」を選択し、「承継会社情報」をクリックします。
- ・「承継会社情報」画面が表示されるので、必要項目を入力します。
- ・「贈与者名」「適用年度」は「▼プルダウン」で選択します。

(6) 事業承継税制提出書類の作成

② 特例承継計画(2023年3月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁へ提出すべきもの)

様式第21 施行規則第17条第2項の規定による確認申請書



$\overline{}$		が取得するまでの期間における経営の計画について				
休式を承継す	る時期 (予定)	平成 30年09月 ~ 平成 30年10月				
		工作機械向けた一つを中心に需要は対観がが、原材料の値上りが域を、手位率が使下 でいる。 また、人手不即機能が全計機構であり、党主量されて企業が強い付かなくなって、 り、従業的が機能が対している。 かかけれて修修したが、また十分で使力になっていない。				
		原材料の進上がリに作い、発注でよの価格交渉を組織的に行っていく。併せて設備 計會文によって、主意的途上に行って、がりつ、英国って行く。 人材確認から、他元素等での情報や、の電的と呼ばすびとリウルート活動を接続 行う、また、外個、(研修型のスキルアップのために、整質体制の発産しを行う。				
	者が株式等を承継した後5年間(の経営計画				
実施時期	具体的な実施内容					
1年目	新堂CAD、CNC腹瓣()。 の向上を図る。	導入により、製品の精度と生産性の効率化とともに、新製品の提案力を強化し単				
2年目		一定の結論を出し、商品販売を開始する。				
3年目	技術実習生の受け入れについ	いて総括を行い、人材採用の方向性について議論する。				
4年目	3年間の実績を踏まえ、新工 少数株主からの株式の買いi	即 笔行为。				
5年目	新工場稼働による効果と今1	級の方向性についてレビューを行う。				

(別紙) 認定経営革新等支援機関による所見等

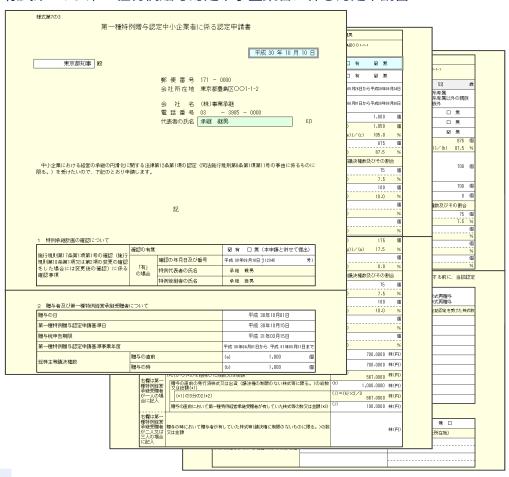
認定経営革新等支援機関ID番号	123456789012
認定経営革新等支援機関の名称	税理士 税務 太郎
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	
住所又は所在地	東京都文京区〇〇1-2-3 達人会計事務所
2 指導・助音を行った年月日 平成 30 年 06 月 10 日	
平成 30 年 06 月 10 日 3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容 大半の様式は、現代表取機段系維模果が保有しているが、一部を現	代表者の友人が所有しているため貢取りを行って安定した。
平成30年6月10日 3 認定経営革新等支援機関による指導・助産の内容 大半の様式は、現代表取締役承継視界が保有しているが、一部を封 を確立する必要がある。 原材料の値上がりは収益力に影響を与えているため、業務フローの 前縁知に行って行い必要がある。原材料価格の複移をまとめ。値上り 前縁知に行って行い必要がある。原材料価格の複移をまとめ。値上り	改善によりコストダウンを行うとともに、取引先との価格が が必要であることを説得力を持って要求する必要がある。
平成 30 年 06 月 10 日 3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容 大半の株式は、現代表取締役承継帳男が保有しているが、一部を見 を確立する必要がある。 原材料の値上がりは収益力に影響を与えているため、業務フローの	改善によりコストダウンを行うとともに、取引先との価格が が必要であることを説得力を持って要求する必要がある。
平成 30 年 06 月 10 日 3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容 大平の株式は、現代表取締役承継帳男が保有しているが、一部を野 を確立する必要がある。 原材料の値上がりは収益力に影響を与えているため、東線フローの 断線的に行って行く必要がある。原材料価格の推移を支えば、値上け 新工場の機能については、新工場機能による機能等に対する取引を	改善によりコストダウンを行うとともに、取引先との価格が が必要であることを説得力を持って要求する必要がある。
平成 30 年 06 月 10 日 3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容 大平の株式は、現代表取締役承継帳男が保有しているが、一部を野 を確立する必要がある。 原材料の値上がりは収益力に影響を与えているため、東線フローの 断線的に行って行く必要がある。原材料価格の推移を支えば、値上け 新工場の機能については、新工場機能による機能等に対する取引を	改善によりコストダウンを行うとともに、取引先との価格が が必要であることを説得力を持って要求する必要がある。
平成 30 年 06 月 10 日 3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容 大平の株式は、現代表取締役承継帳男が保有しているが、一部を野 を確立する必要がある。 原材料の値上がりは収益力に影響を与えているため、東線フローの 断線的に行って行く必要がある。原材料価格の推移を支えば、値上け 新工場の機能については、新工場機能による機能等に対する取引を	改善によりコストダウンを行うとともに、取引先との価格が が必要であることを説得力を持って要求する必要がある。
平成 30 年 06 月 10 日 3 認定経営革新等支援機関による指導、助言の内容 大平の権式は、現代表別時段承継機男が展有しているが、一部を基 を確立する必要がある。 原材料の値上かりは収益かに影響を与えているため、東線フローの 断続的に行って行く必要がある。原材料価格の推移をまたが、値上け 新工場の建設については、新工場を開催による機能等に対する認明と	改善によりコストダウンを行うとともに、取引先との価格が が必要であることを説得力を持って要求する必要がある。

- ・業務メニューの「事業承継税制提出書類の作成」を選択し、「特例承継計画」をクリックします。
- ・「特例承継計画」画面が表示されるので、必要項目を入力します。

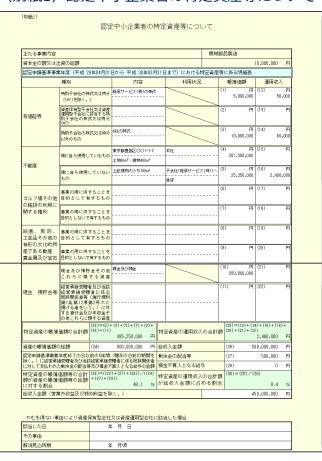
(6) 事業承継税制提出書類の作成

③ 特例認定申請書(贈与日の属する年の翌年の1月15日までに本社が所在する都道府県庁へ提出すべきもの)

様式第7の3 第一種特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書



(別紙1) 認定中小企業者の特定資産等について



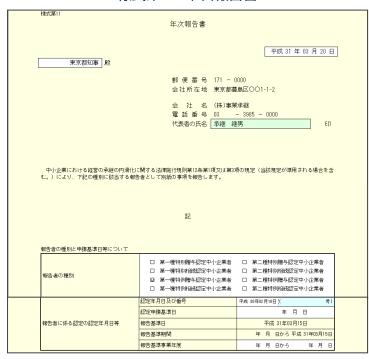
(別紙2) 認定中小企業者の常時使用する従業員の 数及び特別子会社について

(別紙2)	-meta-1-1-A MILLS - 31	Contribution of the Contri		
	認定中小企業者の常	部時使用する従業員の数及び特	別子会社について	
a differente di a	A MERCANIA COMPANIA	Above and a ser		
常時使用する	企業者が常時使用する従業員の 注意思の数	aggic ourc	勝与の時 (a)+(b)+(c)-(d)	30
			34	
_	年金保険の被保険者の数		(a)	
		建康保険の被保険者である従業員の数	(b)	0
-	年金保険・健康保険のいずれの	(c)	0	
役員	(使用人兼務役員を除く。) の	(d)	4	
2 贈与の時」	以後における認定中小企業者の	特別子会社について		
区分			特定特別子会社に「技	D / 非該!
会社名			継承サービス(株)	
会社所在地			東京都豊島区〇〇1-1-2	
主たる事業内	容		○○機械の保守サービス	
資本金の額又	は出資の総額		5,0	100,000
常時使用する	従業員の数			10
総株主等議決	権数		(a)	500
	氏名(会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及び	その割合
		東京都慶島区○○1-1-2	(b)	500
	(株)事業承継		(b)/(a)	100.0
			(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
			(b)/(a)	
株主又は社員			(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
			(b)/(a)	
		ļ	(b)	
			(b)/(a)	
			(b)	
		1	(b)/(a)	
			0.3	
			(b)	
			(b)/(a)	

(6) 事業承継税制提出書類の作成

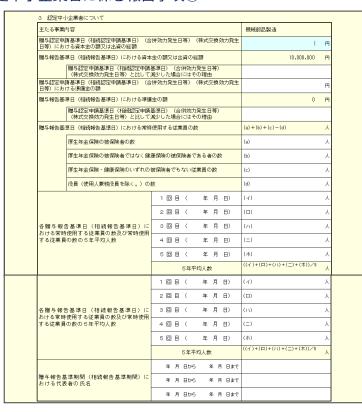
④ 年次報告書・継続届出書(年次報告書:年1回都道府県庁へ提出(申告期限後5年間))

様式第11 年次報告書



(別紙1) 第一種特例贈与認定中小企業者に係る報告事項①



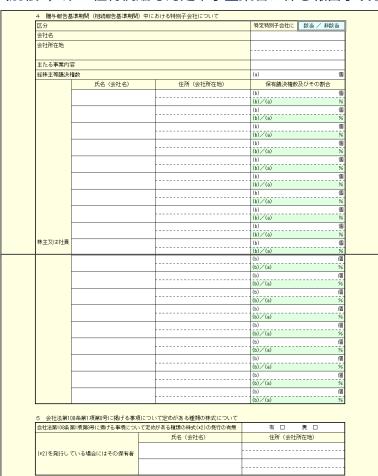


- ・業務メニューの「事業承継税制提出書類の作成」を選択し、「年次報告書・継続届出書」をクリックします。
- ・「作成対象者一覧」から作成する贈与者を選択後、「年次報告書」が表示されるので、必要項目を入力します。

(6) 事業承継税制提出書類の作成

④ 年次報告書・継続届出書(年次報告書:年1回都道府県庁へ提出(申告期限後5年間))

(別紙1) 第一種特例贈与認定中小企業者に係る報告事項①



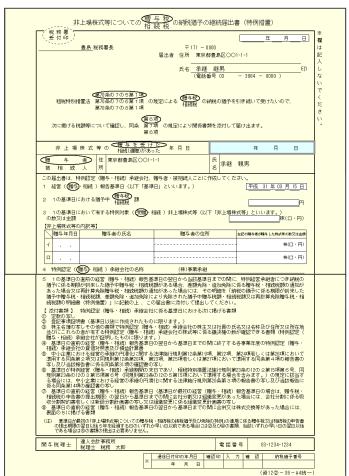
(別紙2) 第一種特例贈与認定中小企業者に係る報告事項②

1 認定中小企業	者における特別	E資産等に	ついて						
贈与報告基準事業	年度(相続報告	基準事業年	度) (年 月	日か	ら 年月日まで)にお	ける特定資	産等に係る	5明細表
	種別		内容		利用状況		準価額	運用	
	特別子会社の株 ((43)を除く。		1			(1)	Ħ	(12)	Ħ
有価証券	資産保有型子会 運用型子会社に 別子会社の株子 (*3)	該当する特				(2)	Ħ	(13)	Ħ
	特別子会社の株 以外のもの	式又は特分				(3)	Ħ	(14)	H
	現に自ら使用し	ているもの				(4)	Ħ	(15)	F
不動産	現に自ら使用し	していない				(5)	Ħ	(16)	F
ゴルフ場その他	事業の用に供っ 目的として有					(6)	Ħ	(17)	PI
の施設の利用に 関する権利	事業の用に供 目的としないで					(7)	Ħ	(18)	H
絵画、彫刻、 工芸品その他の 有形の文化的所	事業の用に供う 目的として有					(8)	Ħ	(19)	P
産である動産、 貴金属及び宝石	事業の用に供す 目的としないで					(9)	Ħ	(20)	Pi
	現金及び預覧 これらに類					(10)	Ħ	(21)	FI
現金、預貯金等	経営承後受勝者 相談人 及答 原 に 原 所 の に 原 所 の に 所 の に 所 の に 所 の に 所 の に 所 る の に 所 の に の に の に の に の に の に の に の る に の る に の る に の る に う る に う る こ る こ こ れ こ こ れ こ こ れ こ れ こ れ こ れ こ れ	該経営承継 維相続人〉 者等(施行 資際2号ホに 。)に対す ・収金その他 資産				(11)		(22)	H
特定資産の帳簿	価額の合計額	(23)=(2)- (10)+(11)	+ (3) + (5) + (7) + (9) +	特)	定資産の運用収入の合計) = (13) + (1-) + (21) + (2)		(18)+
資産の帳簿価額の		(24)		総山	以入金額	(26)		P.
贈与報告基準事業 (贈与(相続の開始)	年度(相続報告基)の日前の期間を	準事業年度 除く。)に)終了の日以前の5年間 各営承継受贈者(経営承 旧続人)に係る同族関係	-	余金の配当等	(27			m
者に対して支払われ	に刺糸金の配当	等及び損金~	小買人となる胎与の金額	損金	金不算入となる給与	(28)) = (25)/(;	202	P
額が資産の帳簿 に対する割合	価額等の総額	+(27)+(2	%		定資産の運用収入の合計 総収入金額に占める割	52	, — (20) / (;	10/	%
	総収入金額(営業外収益及び特別利益								H
	事由により資産	全保有型会	社等に該当した場合						
該当した日 その事由		1 4	三月 日						
解消見込時期		ź	三 月頃						

(6) 事業承継税制提出書類の作成

④ 年次報告書・継続届出書(継続届出書:年1回税務署へ提出(申告期限後5年間)、6年目以降は3年に1回提出)

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の 継続届出書(特例措置)



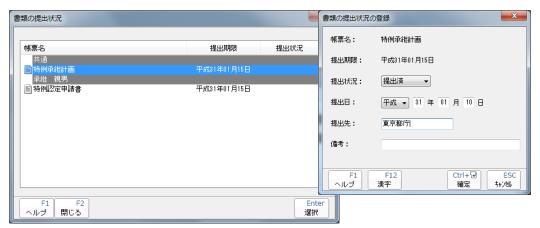
特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (特例措置)

				者) の.	氏名				
	川措置法施行令 する明細は、次の	第40条の8	O OMETHE	定による継続局	出書の扱	是出にお	ナる特例認定(體争 相続)承維
特例認定(寶事·相統)	(株)事業承証	某事題 本店の			東京都豊島区〇〇1-1-2			
承継会	社の名称	(変更前)			所在地	(変更前			
	是出する日の直前 5各事業年度にお)· 相続)報告基準日 :額	① 直前の羽	業年度円	② 2	明前の事業年度 円	③ 3期前の	事業年度
経営(2005)	相続)報告基準	■日の翌日か	基準日」といいます ら今回の基準日ま	での間に商号	事実第	発生日			
子会社等とな	の在地の変更、 った、会社分割 その事実の発生	組織変更	消滅、他の会社の 又は解散の事実があ	体式の機元主 5る場合には、	事	в			
※基準日が最初 日と最初の「非 ずれか早い日の る事項を記載し	/翌日以後である場	についての贈 ての相続税の! 合には、その!	与税の納税道予及び免 内税猶予及び免除の特 基準日の属する事業年	除の特例」の適 例」の適用に係 度の直前の事業:	用に係る贈 る相続税の 年度末にお	与税の申 申告書の ける特例	告書の提出期限の翌日に 提出期限の翌日に 認定(贈与・相続	D翌日以後 5年 以後 5年を経過)承継会社に係	を経過する する日のい る次に掲げ
第7項に規定す まで又は同令制	「る資産保有型会社」	等であるとし; 項において準	日の翌日から今回の基 司令第40条の8第6項 た場合に同令第40条の8 まな同令第40条の8	8の5額18項に	おいて準用	する同会	第40条の8第243	(第2号イから)	17
			/ ○額又は出資の総額						Ħ
	事業年度末にお								円
③ 直前の	事業年度末にお								
帳簿価額	の総額	1) @ZII06	影資産の貸借対照表	に計上されて	いる				Ħ
	の総額 事業年度におけ			に計上されて	いる				Ħ
④ 直前の	事業年度におけ	る総収入金額	夏 資産の帳簿価額及び	運用収入		0,	長薄価額	運用収	別
④ 直前の	事業年度(末)に	る総収入金額 おける特定資	資産の帳簿価額及び 資産保有型子会社 に該当する特別日	運用収入 ・又は資産運用 子会社の株式3	型子会社 こは持分	ny a	A	運用机	A N A
④ 直前の	事業年度におけ	る総収入金額 おける特定資	質 発産の帳簿価額及び 資産保有型子会社	運用収入 ・又は資産運用で 子会社の株式3 式又は特分以タ	型子会社 こは持分	n n	PI PI	運用車 j k	M M
④ 直前の	事業年度(末)に	る総収入金額 おける特定資 E券	資産の帳簿価額及び 資産保有型子会社 に該当する特別子 特別子会社の株式	運用収入 で又は資産運用が 子会社の株式3 式又は持分以タ 分を除く。)	型子会社 こは持分	a b	H H	運用北 j k	M M
④ 直前の	事業年度におけた 事業年度(末)に 有価値 不動 ゴルフ場その	る総収入金書 おける特定資 正券 産 ご他の施設 する権利	度 資産の帳簿価額及び 資産保有型子会社 に該当する特別引 特別子会社の株式 (上記株式又は特	運用収入 又は資産運用 子会社の株式3 大又は特分以外 分を除く。)	型子会社 7は持分 1のもの	a b c	H H H	蓮用北 j k l	用 用 用
④ 直前の	事業年度におけた 事業年度(末)に 有価値 不動 ゴルフ場その の利用に関	る総収入金額 おける特定資 正券 で の他の施設利	育産の帳簿値額及び 資産保有型子会社 に該当する特別に 特別子会社の株式 (上記株式又は持 現に自ら使用して 事業の用に供する	運用収入 「又は資産運用」 子会社の株式。 大文は特分以外 分を除く。) 「いるもの以外 もことを目的と	型子会社 では持分 かのもの	a b c d	H H H	運用北 j k l	H H H
④ 直前の	事業年度(末)け、 事業年度(末)に、 有価値 不動 の利用原則に の有形の文化が 動産、資金施及	る総収入全額 おける特定資 正券 全 の施設 かする権利 である を が 変配である なび 変配である	関係の帳簿価部及び 資産保険型子会社 に該当する特別子 特別子会社の株式 (上記株式又は特 現に自ら使用して 事業の用に供する するもの以外 要素の用に供する するもの以外 現金及び預貯金その	運用収入 「又は資産運用収入 「又は資産運用収入 「大会社の株式」 「大会社の株式」 「大会社の状体」 「いるもの以外 あことを目的と あことを目的と 」 「いるものは外	型子会社分かれのものことで有にして有する資産	a b c d	m m m m	運用北 j k l	円 円 円 円
④ 直前の	事業年度におけた 事業年度(末)に 有価値 不動 ゴルフ場その の利用に関	る総収入全額 おける特定資 正券 全 の施設 かする権利 である を が 変配である なび 変配である	資産の帳簿価部級び 資産保証子会社 に該当する特別子会社の株式 (上記柱本式又は特 現に自ら使用して 事業の用に供する するもの以外 現金なび現件を 現金なび現件を	運用収入 又は資産運用 子会社の株式 ズ又は持分以外 分を除く。) いるもの以外 あことを目的 と あことを目的 と の他 これらに類	型子会社分けのもの	a b c d	H H H H	運用心 j k l n	H H H
③ 直前の⑤ 直前の⑤ (基準)	事業年度(におけ・ 事業年度(末)に 有価値 ゴルフ場を開催している。 の利証 形のでは、 対証 別のでは、 登金部と 現金、預 ののに当等の課 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 ののでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 。 のでも。 のでも。 。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 。 のでも。 。 のでも。 のでも。 。 のでも。 。 のでも。 。 のでも。 。 。 ので。	る総収入金割 おける特定 産 か か か が の を 能 設 利 の を に が の を に の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	関係の帳簿体部及び 資産保事型子会社の に該当する特別: 特別子会社のより 特別子会社のより 現に自ら使用して 事業の用に供する するもの以外 現金及び預解被者のない 特別が監解がれたので 特別が監解がれたので 特別が監解が表示が会 が を を を を を を を を を を を を を	運用収入 「理用収入 「現有資産運用 「会社の情報」 「公会社の情報」 「公会社の情報」 「公会社の情報」 「公会社の情報」 「公会社の情報」 「公会社の場合は、 「公会社の場合は、 「会会社の場合は、 「会会社の場合は、 「会会社の場合は、 「会会社の場合は、 「会会社の場合は、 「会会社の場合は、 「会会社の場合は、 「会会社の場合は、 「会会社の場	型子会社分 トのもの して有 を を を を を を を を が が が が が が が が が が が	a b c d	н н н н н	運用心 j k	円 円 円 円
③ 直前の⑤ 直前の⑤ (基準)	事業年度(におけ・ 事業年度(水)に 有価値 不動・コルフ場で関 の利用に関すば 物籍の資金級。 現金、預	る総収入金割 おける特定 産 か か か が の を 能 設 利 の を に が の を に の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	資産の帳簿価部級び 資産保証子会社 に該当する特別子会社の株式 (上記柱本式又は特 現に自ら使用して 事業の用に供する するもの以外 現金なび現件を 現金なび現件を	運用収入 運用収入 又収資産運用状 大又収替分以外 力を除く。) いるもの以外 もことを目的さ あことを目的さ の他これ 例解管 である場合である。 であるのである。	型子会社分 トのもの イヤー 有 産 と来 と余 ・	a b c d	円 円 円 円 円 円 円	運用化 j k l	円 円 円 円
(3) 直前の (5) 直前の (5) 直前の (5) 単除金 (5) 単原金	事業年度(末)に 事業年度(末)に 有価値 不動 ゴルフ場で関 砂利用に同 砂利用に同 砂利用の文量形 現金、預 砂配等の整 のの面前の事業を のの面前の事業を のではなわれたも	る総収入金書 おける特定 正券 産 の他の施設利 でする権利 を のが変石 ・ 野金等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関係 (関係) 関係 (関係) 関係 (関係) 関係 (関係) (関係) (関係	運用収入 理用収入 又以資産運用で、 大又以持分以外 力を除く。) いるもの以外 の他におうに襲き かして、 の他におうに襲き がはずるを がのというのでは、 の他におういでは、 の他におういでは、 の他におういでは、 の他におういでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	型子会社分 トのもの イヤー 有 産 と来 と余 ・	a b c d	н н н н н	運用心 j k	円 円 円 円

(6) 事業承継税制提出書類の作成

⑤ 書類の提出状況

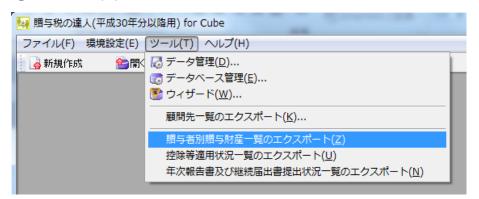




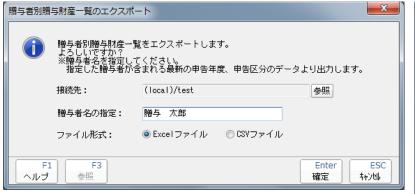
- ・「事業承継税制提出書類の作成」で作成した各種書類の提出状況を受贈者ごとに一覧で確認できます。
- ・提出した書類については、該当の帳票を選択し、提出日などを入力します。
- ※提出期限は、自動で反映されます。

(7) 贈与実績の管理機能

① 贈与者単位での贈与財産一覧の出力



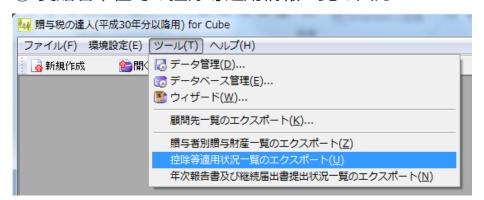
- ・「ツール」⇒「贈与者別贈与財産一覧のエクスポート」を選択します。
- ・出力したい贈与者名を入力し、出力するファイル形式を選択後、「確定」をクリックします。
- ・指定した贈与者の贈与財産一覧表が出力されます。





(7) 贈与実績の管理機能

② 受贈者単位での控除等適用情報一覧の出力



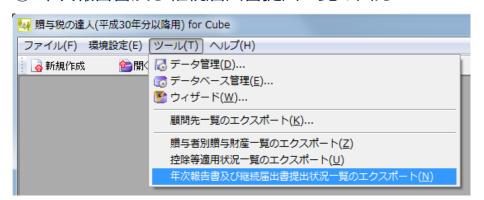
- ・「ツール」⇒「控除等適用状況一覧のエクスポート」を選択します。
- ・出力するファイル形式を選択後、「確定」をクリックします。
- ・受贈者単位での控除等適用情報一覧表が出力されます。



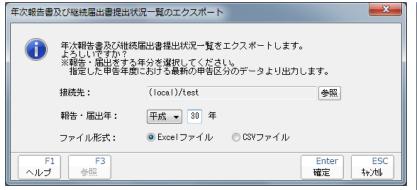


(7) 贈与実績の管理機能

③ 年次報告書及び継続届出書提出一覧の出力



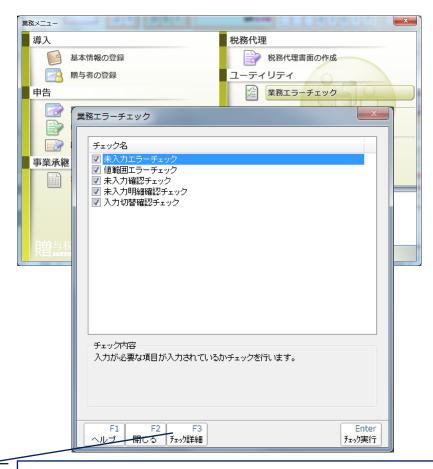
- ・「ツール」⇒「年次報告書及び継続届出書提出状況一覧のエクスポート」を選択します。
- ・報告・届出年と出力するファイル形式を選択後、「確定」をクリックします。
- ・年次報告書及び継続届出書提出状況が、受贈者を横断して一覧出力できます。
- ※年次報告書・継続届出書の提出期限は、自動で反映されます。





(8) 業務エラーチェック

■業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。

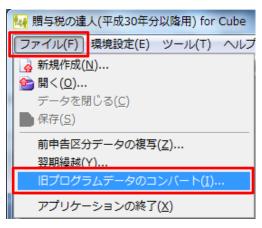


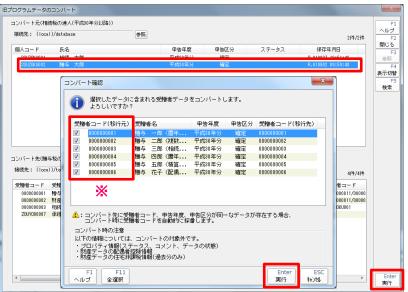
・「F3:チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。

				作成日	寺: 令和01年08月	31日15時47分			
		エー・・ 自由家 一覧							
		<u>チェック内容一覧</u>							
受贈者コード	受贈者名		確認	チェック②	チェック①	担当			
000000001	贈与 太郎		日付	/	/	/			
税目	申告区分	申告年度	卸						
贈与税	確定	平成31年分	Eli						
チェック項目詳細	 リストとの照合の結果、以	 .下の通りのエラー及び確認項目が存在	します。						
チェック名	チェック内容			確	認欄				
未入力エラー	帳票名:申告書第	1表の2							
	[33 住宅資金非課	税限度額]が入力されていません。							
	住宅取得等資金の	非課税の適用を受ける場合には[33 住	宅資金	非課税限					
	度額]に限度額を	入力する必要があります。							
未入力エラー	帳票名:申告書第	帳票名:申告書第1表の2							
	[33 新築・取得・	増改築等に係る契約年月日]が入力され	ていま	せん。					
	住宅取得等資金の	非課税の適用を受ける場合には[33 新	築・取	得・増改					
	築等に係る契約年	月日]を入力する必要があります。							
未入力エラー	帳票名:申告書第	帳票名:申告書第2表							
	ページ:贈与 佳	子 1ページ							
	[過去の年分の申	ちにおいて控除した特別控除額の合計部	貳が入 :	カされて					
	いません。								
	[過去の年分の申	告において控除した特別控除額の合計額	削は過:	去に特定					
	贈与者から相続時	精算課税分の贈与税の申告がある場合	に入力	する必要					
	があります。								
値範囲エラー	ダイアログボック	ス名:基本情報の登録							
	[申告年度]に贈与	[申告年度]に贈与税の達人(平成30年分版)の対応年分外の値が入力され							
	ています。								
	[申告年度]は平成	30年分で値を入力する必要があります	0						
値範囲エラー	帳票名:申告書第	1表の2							
	[39 非課税の適用	を受ける金額の合計額]に[35 住宅資金	非課稅	限度額					
	の強縮し初の体が	入力されています。							

(9) 相続税の達人 ⇒ 贈与税の達人へのデータ移行

■相続税の達人(平成30年分以降用)で作成した贈与データを贈与税の達人(平成30年分以降用)へ移行する方法





- ・贈与税の達人(平成30年分以降用)画面の左上の「ファイル」を選択し、「旧プログラムデータのコンバート」をクリックします。
- ・移行するデータをコンバート元データから選択し、「実行」をクリックします。
- 「実行」をクリックします。
- ※取込の必要がない「受贈者」については、チェックを外してください。

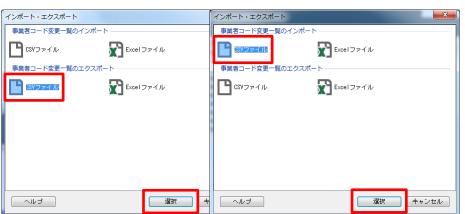
「贈与税の達人(平成30年分以降)」にデータが移行されます。

- ※コンバート先に受贈者コード、申告年度、申告区分が同一なデータが存在する場合、コンバート時に 受贈者コードを自動で採番します。変更したい場合には、取込後、基本情報から変更してください。 (データ管理の達人をご利用の場合には、一括変更も可能です。)
- ※相続税の達人から贈与税の達人へのデータ移行は、相続税の達人(平成30年分以降用)から贈与税の 達人(平成30年分以降用)のみとなります。(それ以外のデータ移行はできません。)

(9) 相続税の達人 ⇒ 贈与税の達人へのデータ移行

■データ管理の達人での受贈者コードー括変更方法



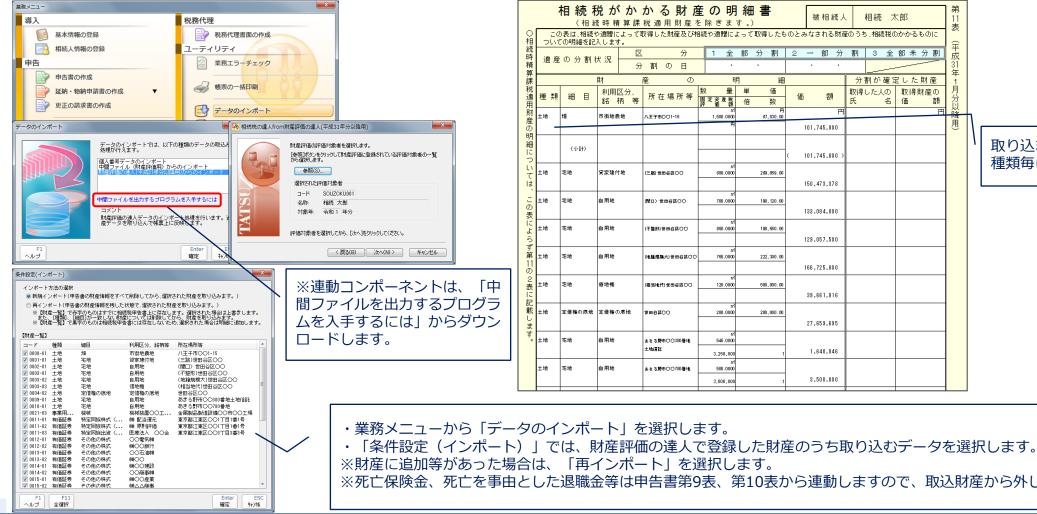


- ・「データ管理の達人」⇒ 「贈与税」⇒ 「贈与税の達人(平成30年分以降用)」の順に開き、該当のデータベースを選択します。
- ・「コードー括変更」をクリックし、「事業者コード変更一覧のエクスポート」でCSVファイルを選択します。
- ・エクスポートしたCSVファイルを開き、「変更後の事業者コード」に任意のコードを入力します。



・データ管理の達人の「コードー括変更」をクリックし、「事業者コード変更一覧のインポート」の CSVファイルを選択して取り込みます。

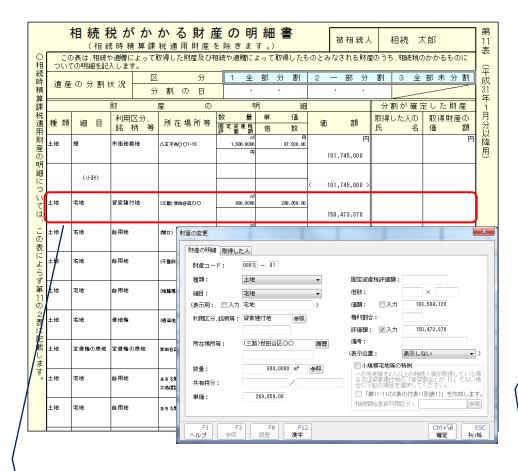
- (1) 相続税申告書の作成
- 1)財産評価の達人からのデータインポート 第11表 相続税がかかる財産の明細書



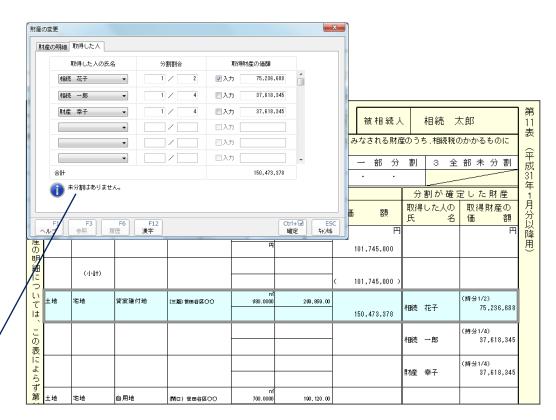
取り込まれた財産データは、 種類毎に表示されます。

- ※死亡保険金、死亡を事由とした退職金等は申告書第9表、第10表から連動しますので、取込財産から外します。

- (1) 相続税申告書の作成
- 2) 相続財産の分割 第11表 相続税がかかる財産の明細書



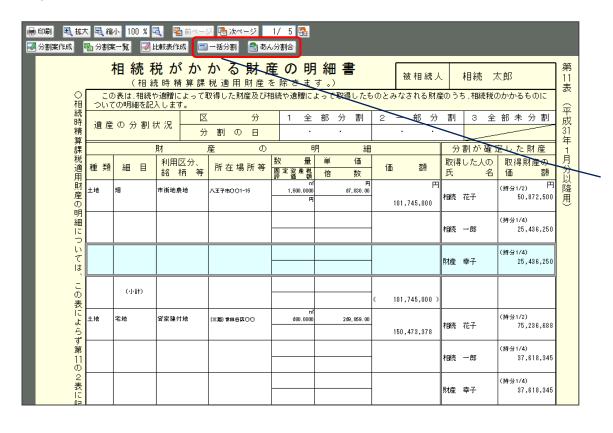
・分割する財産を選択(ダブルクリック)する。

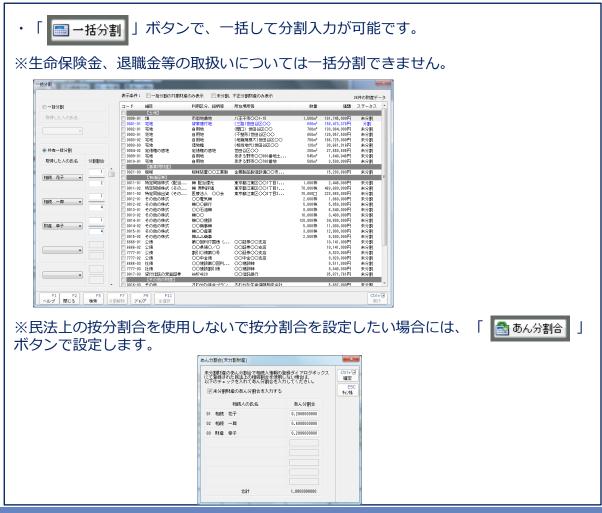


- ・「取得した人」タブで取得した人毎に分割割合を入力する。
- ・ダイアログボックス下部の未分割額が「0」になるよう調整する。
- ・申告書第11表の「分割が確定した財産」欄に反映されます。

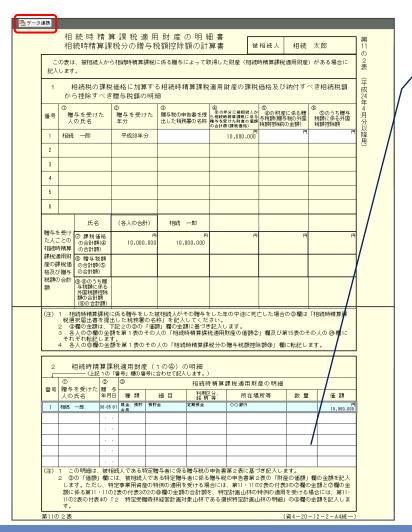
Point:小規模宅地等の特例を選択する資産は、ここでの分割は必要ありません。

- (1) 相続税申告書の作成
- 2) 相続財産の分割 第11表 相続税がかかる財産の明細書





- (1) 相続税申告書の作成
- 3) 第11の2表(直接入力)

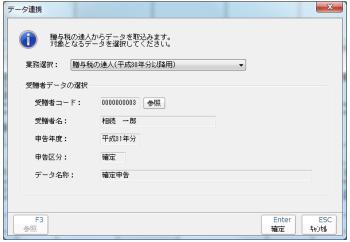


入力したい行をダブルクリックします。 ・登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。 相続時精算課税適用財産の登録 種類: 現金、預貯参照 贈与年月日: 平成 🕶 30 年 05 月 01 日 金等 贈与を受けた人: 相続 一郎 細目: 参照 定期預金 利用区分·銘柄等: 参照 所在場所等: 〇〇銀行 数量: 参照 価額: 10,000,000 F12 Ctrl+√ ESC 参照 漢字 確定 キャンセル

- (1) 相続税申告書の作成
- 3) 第11の2表(贈与税の達人からのデータ連携)

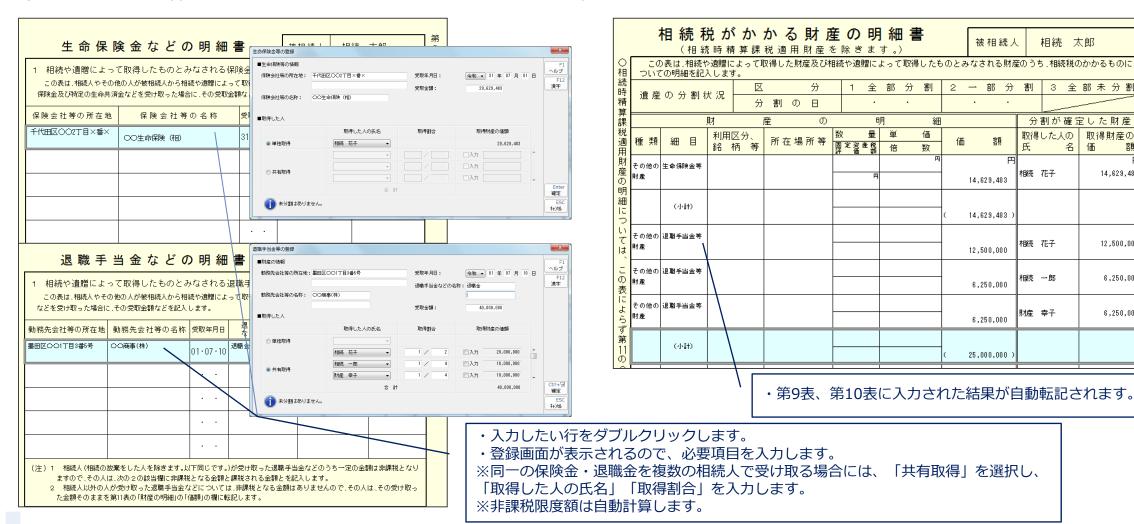


・「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人に取得財産が登録されている場合には、「データ連携」で取り込むことができます。
 ・画面左上の「 データ連携 」をクリックします。
 ・「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。



「確定」をクリックするとデータが取り込まれます。

- (1) 相続税申告書の作成
- 4) 第9表 生命保険金など、第10表 退職手当金など の作成



NTTData 61 © 2019 NTT DATA Corporation

相続 太郎

3 全部未分割

価

14,629,483

12,500,000

6,250,000

6,250,000

分割が確定した財産

取得した人の 取得財産の

相続 花子

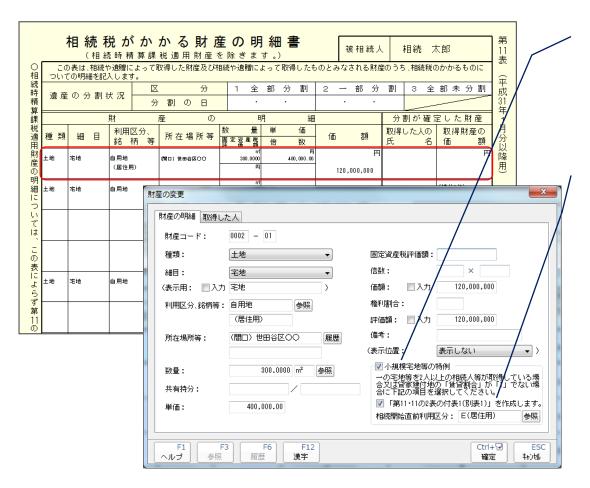
相続 花子

相続 一郎

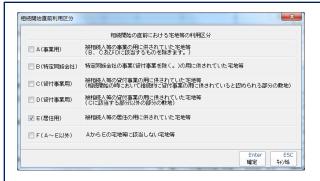
財産 幸子

11

- (1) 相続税申告書の作成
- 5) 小規模宅地等の特例など ①

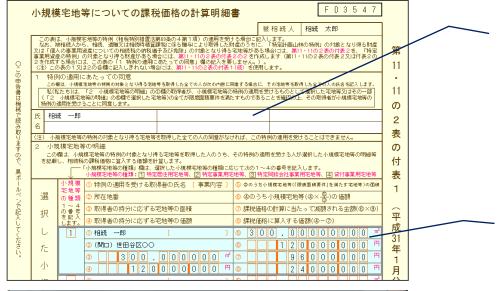


- ・小規模宅地等の特例を計算するには第11表の該当資産を開き、「小規模宅地等の特例」にチェックを入れます。
- ※小規模宅地等の特例を選択した資産は、「取得した人」の情報が削除されます。



- ・該当する小規模宅地の利用形態において付表を作成する場合には、「「第11・11の2表の付表1(別表1)」を作成します。」にチェックを入れ、さらに、「相続開始直前利用区分」を選択します。
- ※一つの物件で複数の利用形態がある場合には、第11表の資産の登録において、 その利用形態に応じ分割して入力しておきます。

- (1) 相続税申告書の作成
- 5) 小規模宅地等の特例など ②





・特例の適用にあたっての同意について、取得者全員の氏名にチェックを入れます。

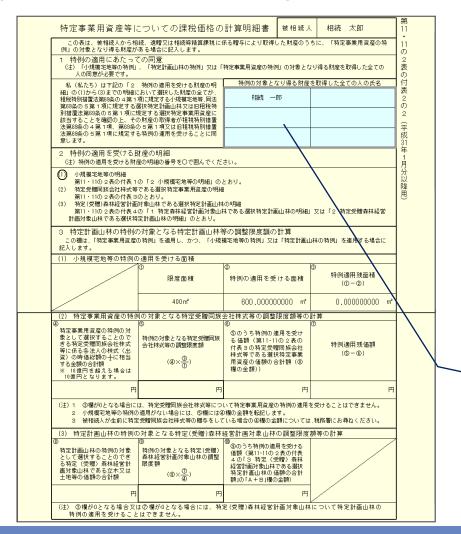


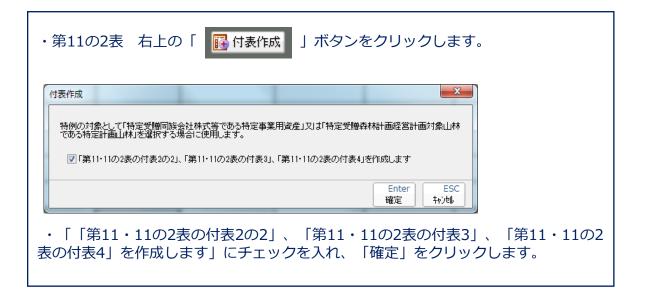
- ・小規模宅地等の特例が選択された資産が表示されます。
- ・ダイアログボックスを開き、①取得者の氏名を選択します。
- ※この分割の情報が第11表に転記されます。



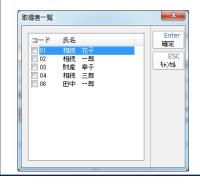
・「F9:限度面積」ボタンで、特例の限度計算結果を確認することができます。

- (1) 相続税申告書の作成
- 5) 小規模宅地等の特例など ③

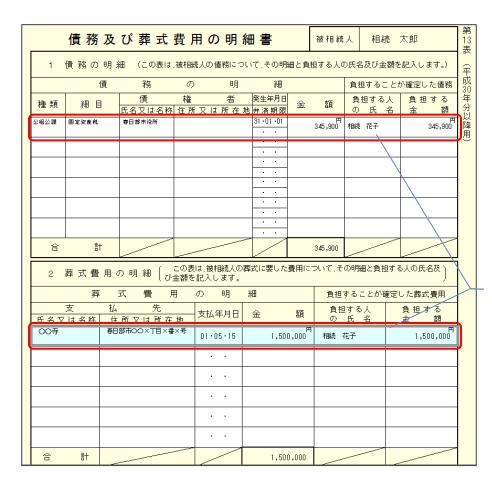


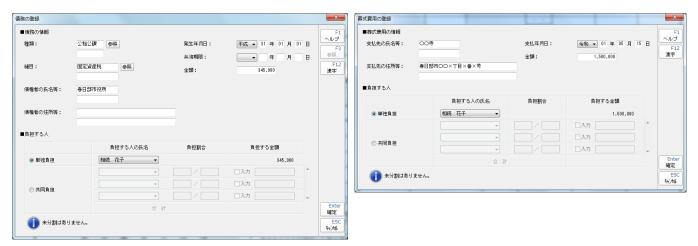


特例の適用にあたっての同意について、取得者全員の氏名にチェックを入れます。



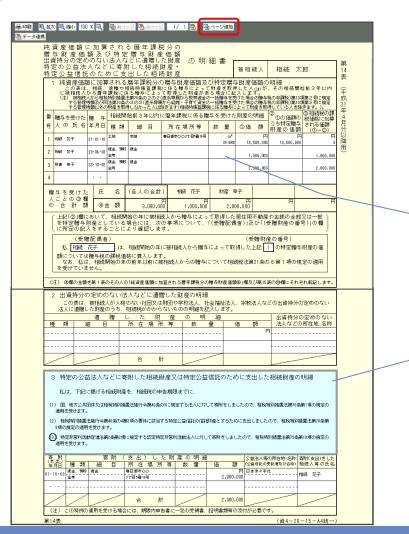
- (1) 相続税申告書の作成
- 6) 第13表 債務葬式費用等





- ・入力したい行をダブルクリックします。
- ・登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。
- ※同一の債務及び葬式費用を複数の相続人で受け取る場合には、「共同負担」を選択し、「負担する人の氏名」「負担割合」を入力します。

- (1) 相続税申告書の作成
- 7) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等(直接入力)



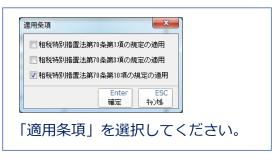




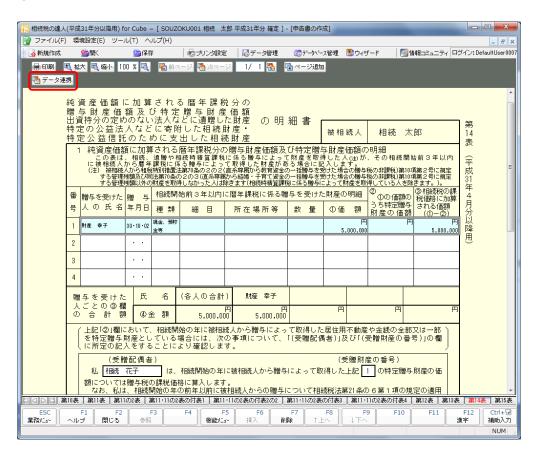
- ・入力したい行をダブルクリックします。
- ・登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。
- ※行数が多い場合は、画面右上にある「



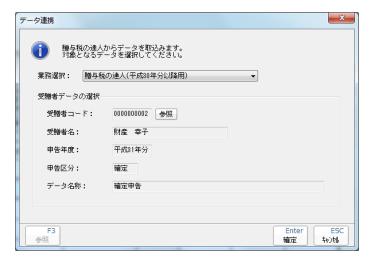
」をクリックします。



- (1) 相続税申告書の作成
- 7) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等(贈与税の達人からのデータ連携)

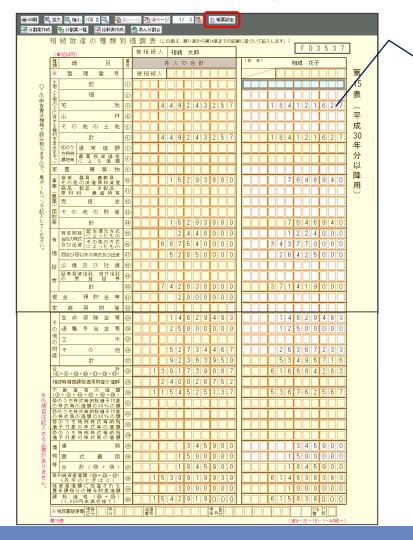


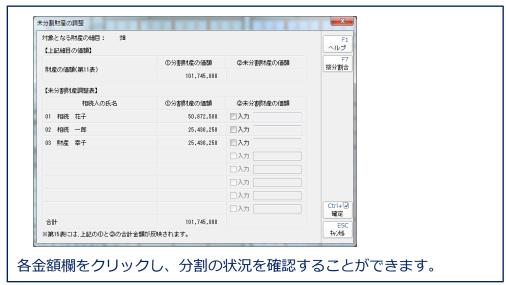
- ・「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人に取得財産が登録されている場合には、 「データ連携」で取り込むことができます。
- ・「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。

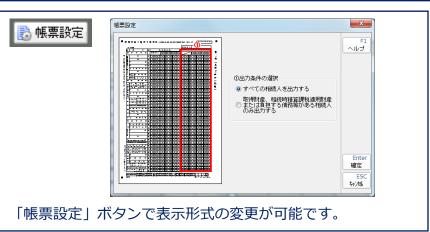


「確定」をクリックするとデータが取り込まれます。

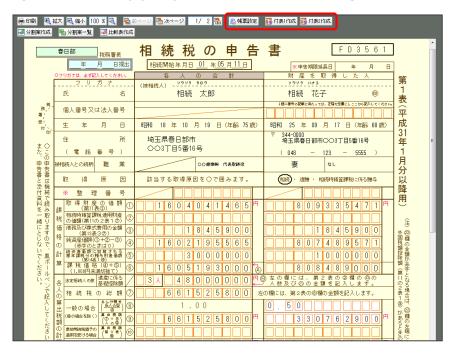
- (1) 相続税申告書の作成
- 8) 第15表 相続財産の種類別価額表

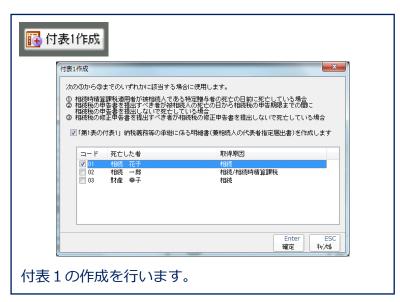


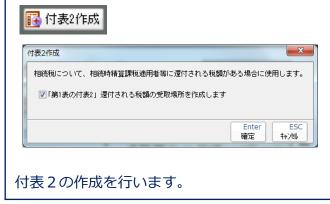


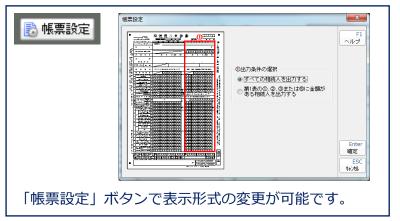


- (1) 相続税申告書の作成
- 9) 第1表 課税価格、相続税額 ①

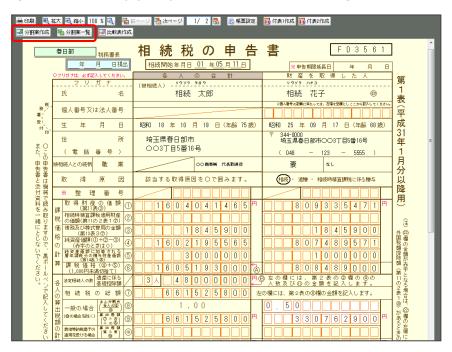


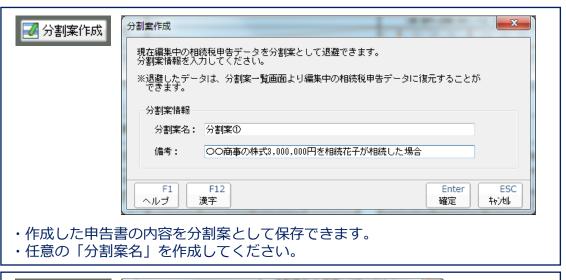


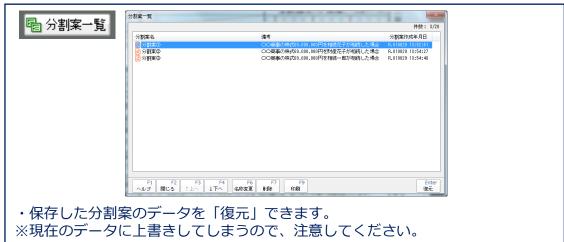




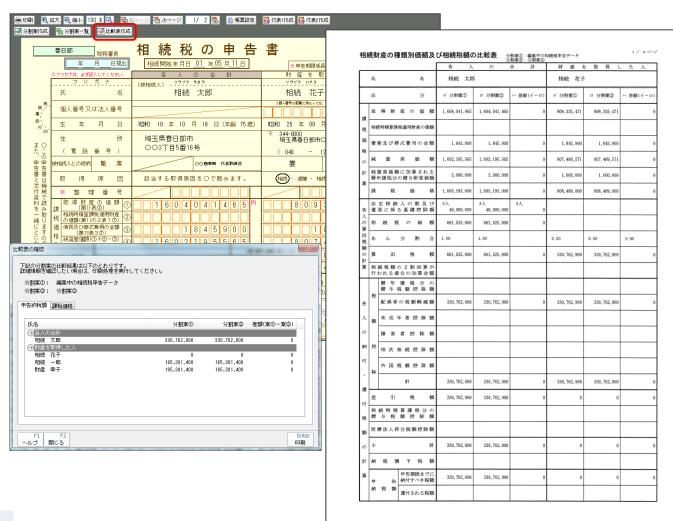
- (1) 相続税申告書の作成
- 9)第1表 課税価格、相続税額 ②







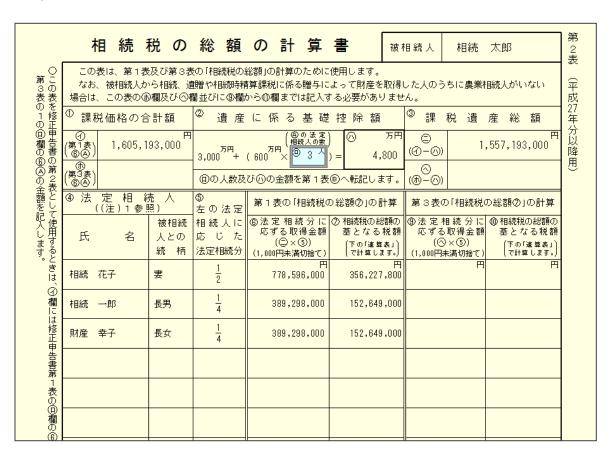
- (1) 相続税申告書の作成
- 9) 第1表 課税価格、相続税額 ③





- ・編集中の申告データ及び保存した分割案の中で「比較表」を作成することができます。
- ・「比較表の対象となる分割案①」及び「比較表の対象となる分割案②」を指定し、申告納税額及び課税価格を確認できます。
- ・相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表を印刷できます。

- (1) 相続税申告書の作成
- 10) 第2表 相続税の総額の計算書





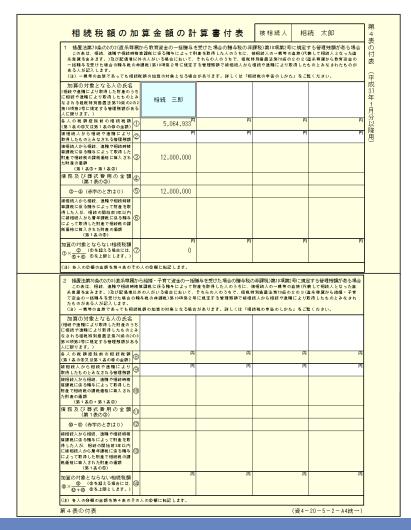
- ・法定相続人及び相続税の総額は自動で表示・計算します。
- ・修正する場合は、「法定相続人の数」で調整します。

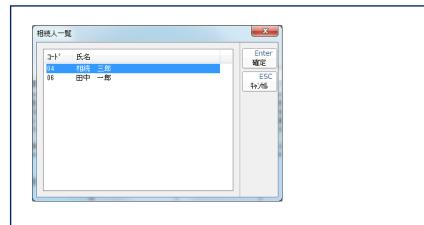
- (1) 相続税申告書の作成
- 11) 第4表 相続税額の加算金額の計算書



- ・「相続人情報の登録」で「2割加算の適用」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。
- ・必要項目を入力します。

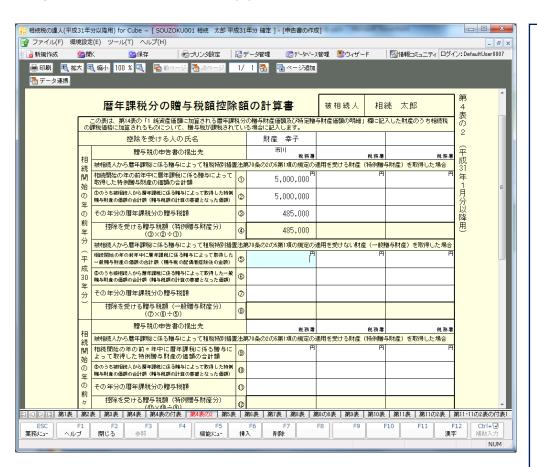
- (1) 相続税申告書の作成
- 12) 第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表



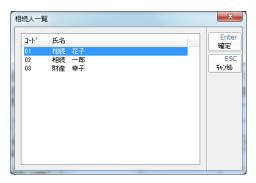


- ・「加算の対象となる人の氏名」を相続人一覧から選択します。
- ・必要項目を入力します。

- (1) 相続税申告書の作成
- 13) 第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書(直接入力)



・「控除を受ける人の氏名」は、入力する欄をダブルクリックし、「相続人一覧」から選択します。

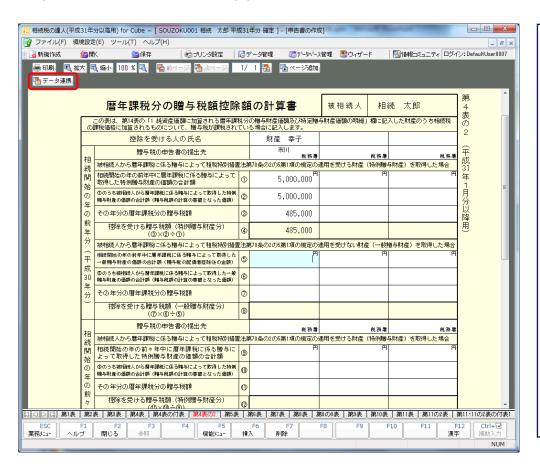


・「贈与税の申告書の提出先」は、直接手入力か「F3:参照」で選択します。



・その他必要項目を入力します。

- (1) 相続税申告書の作成
- 13) 第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書(贈与税の達人からのデータ連携)

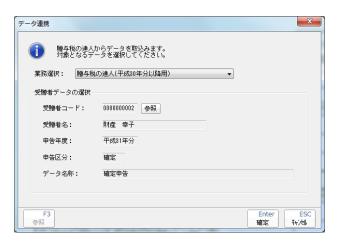


- ・「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人の基本情報「F6:税務履歴」にデータがある場合には、「データ連携」で取り込むことができます。
- ・画面左上の「 🌁 デー



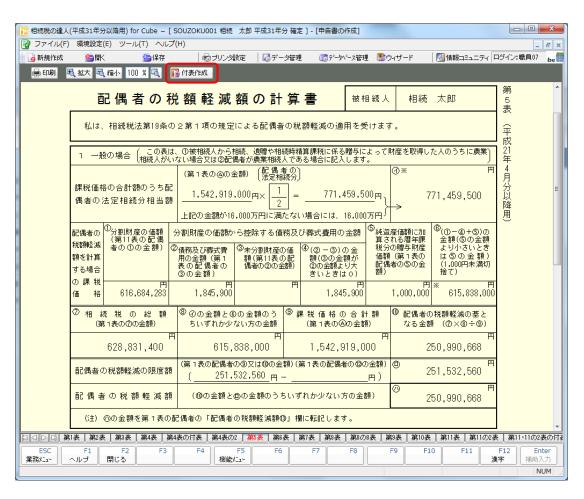
」をクリックします。

・「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。

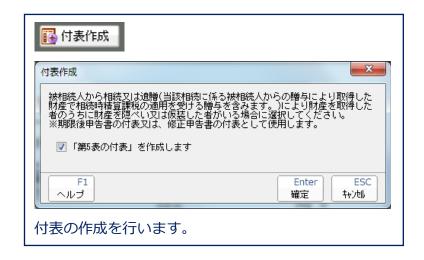


「確定」をクリックするとデータが取り込まれます。

- (1) 相続税申告書の作成
- 14) 第5表 配偶者の税額軽減額の計算書



- ・計算書は自動計算します。
- ※「相続人情報の登録」で「配偶者税額軽減の特例」を「受ける」に 設定した相続人が表示されます。

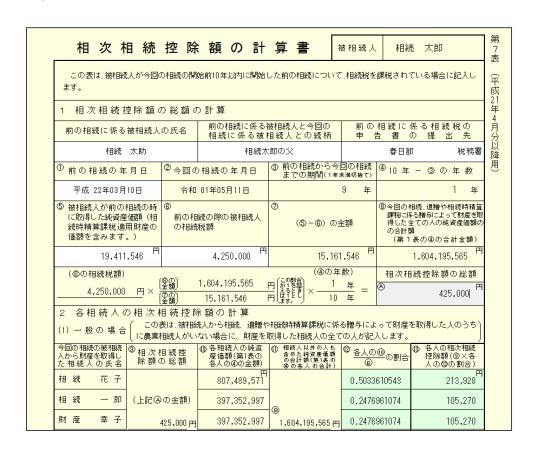


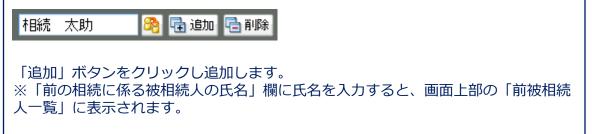
- (1) 相続税申告書の作成
- 15)第6表 未成年者控除 障害者控除

	年 者		額 額 の計算	· 書 (**)	相続人相続	太郎
1 未成年者控	除	(この表は、 [†] (うちに、満20g	目続、遺贈や相続時精 気にならない人がいる	算課税に係る贈与に 場合に記入します。	よって財産を取得し	た法定相続人の)
未成年者の氏	名	相続 三郎				ā†
年 齢 (1年未満切捨て)	1	15 歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額	2	10万円×(20歳- <u>15</u> 歳) = 500,000円	_		10万円×(20歳歳)	円 500,000
未成年者の第1表の(③+⑪-⑫-⑬) 又は(⑩+⑪-⑫-⑬) の 相 続 税 額	3	円 0	P	H	円	円 0
2 ②欄の金割	き と	2欄の金額のいずれか	人は、②欄の控除額に 少ない方の金額を、第 は、その超える金額((1表のその未成年者の)「未成年者控除額@」	
控除しきれない金額 (② - ③)	4	500,000	H	Ħ	円	計 円 500,000
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ⑥欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、 適宜配分し、次の⑧欄に記入します。						
扶養義務者の氏	名					<u></u>
扶養義務者の第1表 の(③+の-0-0) 又は(⑩+の-0-0) の 相 続 税 額	(5)	PI	Ħ	Ħ	Ħ	円
未成年者控除額	6					

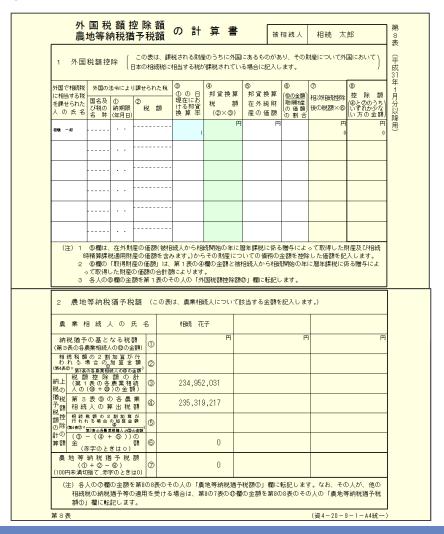
- ・相続人に未成年者、障害者がいる場合に入力します。
- ※「相続人情報の登録」で「未成年者控除の適用」「障害者控除の 適用」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。

- (1) 相続税申告書の作成
- 16)第7表 相次相続控除





- (1) 相続税申告書の作成
- 17) 第8表 外国税額控除 農地等納税猶予税額



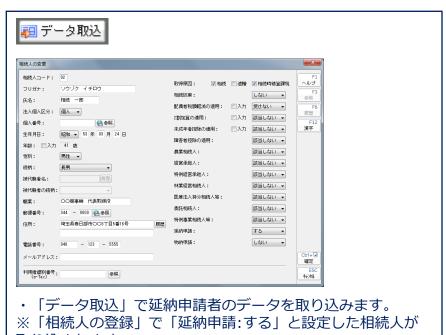
1. 外国税額控除

該当がある場合に、入力します。

- 2. 農地等納税猶予税額
- ※「相続人情報の登録」で「農業相続人」を「該当する」に設 定した相続人が表示されます。

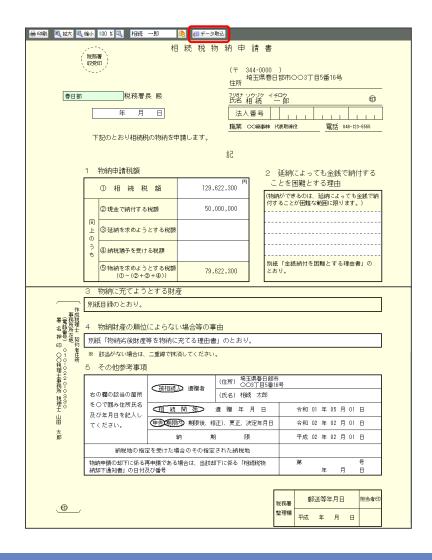
(2)延納申請書の作成

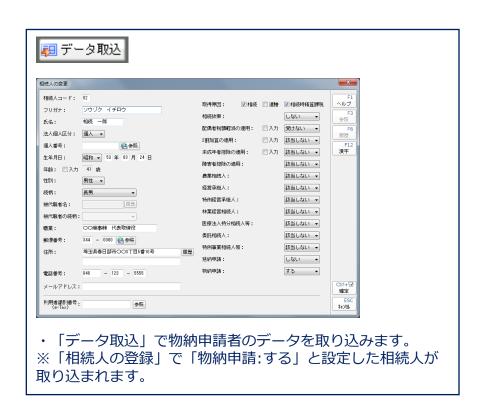




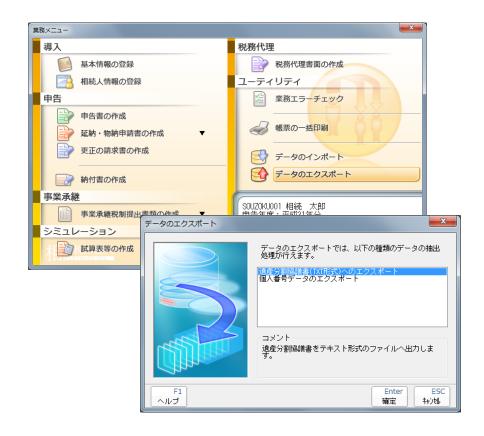
取り込まれます。

(3)物納申請書の作成





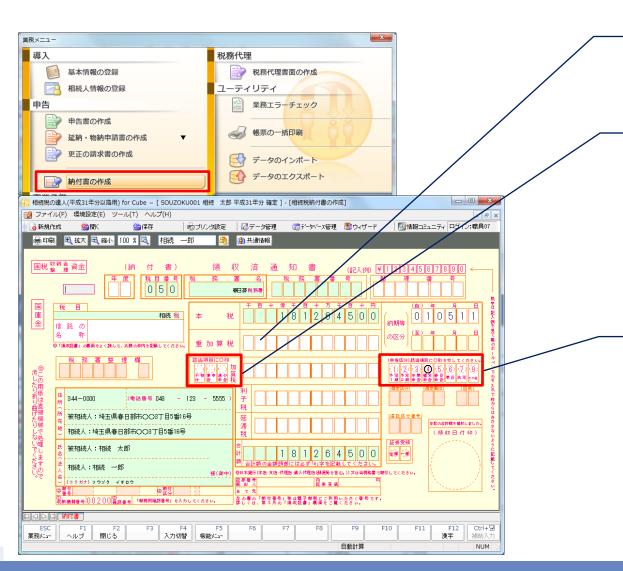
(4) データのエクスポート(遺産分割協議書)



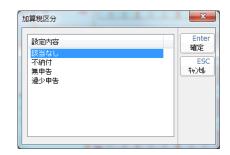
TXT形式ファイルで出力されます。 Word等で開き、自由に加工できます。



(5)納付書の作成



- ・納付書の作成を選択すると、「(納付書)領収済通知書」が表示されます。 ※重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力します。
- ・赤枠部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。

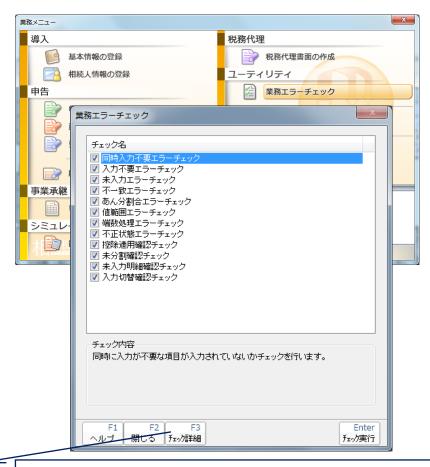


・赤枠部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



(6) 業務エラーチェック

■業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



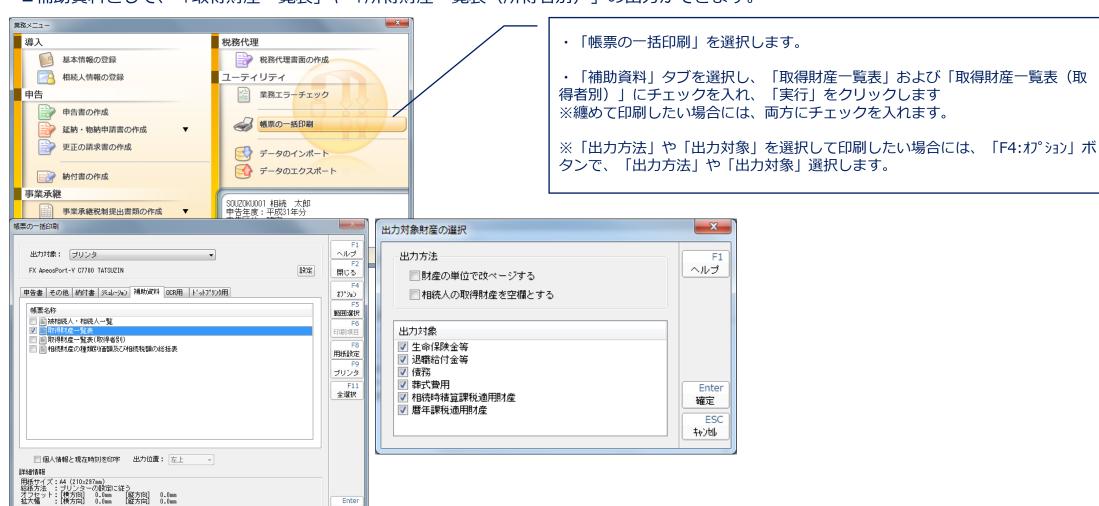
・「F3:チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。

				作成	日時: 令和01年08	月31日16時51分		
		<u>チェック内容ー</u>	<u>覧</u>					
個人コード	被相続人氏名		確認	チェック	② チェック①	担当		
SOUZOKU001	相続 太郎		日付	/	/	/		
税目	申告区分	申告年度	ョ					
相続税	確定	平成31年分	-17					
チェック項目詳細	■リストとの照合の結果、以	 下の通りのエラー及び確認項目が存	在します。					
チェック名	チェック内容				確認欄			
控除適用確認	帳票名:第7表							
	ページ: 相続 太原	カ 1ページ						
	[2 各相続人の相次	相続控除額の計算 各人の相次相級	[控除額]と	[(A)相				
	次相続控除額の総	頃]の値が一致しておりません。						
	[(A)相次相続控除	[(A) 相次相続控除額の総額]の配分に超過又は余りが存在するため、相						
	次相続控除額の適用	次相続控除額の適用について確認してください。						
	7 (18/02/2017/10/17/20/	◇、1月40年1年50日はヘンピコリコン へん、C 無望の ○ C くして C 6.0						
未入力明細確認	帳票名:第8表	帳票名:第8表						
	ページ:1ページ	ページ:1ページ						
	明細 : 1明細目	明細 : 1明細目						
	[1 外国税額控除 日	[1 外国税額控除 明細]のすべての項目が入力されていません。						
	上記明細の内容に	上記明細の内容について確認してください。						
未入力明細確認	帳票名:第11表							
	ページ:2ページ							
	明細 : 6明細目							
	[財産の明細]のすべ	[財産の明細]のすべての項目が入力されていません。						
	上記明細の内容に	上記明細の内容について確認してください。						
+ 2 1 aprend	1000							
未入力明細確認	帳票名:第11表							
		ページ: 2ページ						
	明細 : 7明細目	明細 : 7明細目						
	[財産の明細]のすべ	べての項目が入力されていません。						
	上記明細の内容に	上記明細の内容について確認してください。						

(7) 帳票の一括印刷

■補助資料として、「取得財産一覧表」や「所得財産一覧表(所得者別)」の出力ができます。

実行



6. 「電子申告の達人」の対応について

6.「電子申告の達人」の対応について

令和元年10月1日(予定)より「国税電子申告・納税システム」(e-Tax)において、相続税の電子申告が以下の内容にて始まります。

それに伴い「電子申告の達人」では、令和元年10月19日(予定)より相続税電子申告に対応したプログラムを提供いたします。

◆対象年分

平成31年分以降の確定申告 ※2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した場合の申告

- ◆代理人による送信 複数人の相続人等の申告をまとめて送信可能 ※1データあたり最大9名分
- ※代理送信時でも相続人それぞれの利用者識別番号の取得が必要です。 代理人が送信後には、相続人それぞれのメッセージボックスにも受信通知が格納されます。
- ◆各種機能

添付書類のイメージデータ送信、受信通知からの電子納税など

6.「電子申告の達人」の対応について

◆電子申告対応帳票(予定)

1	第1表	8	第6表 (未成年者控除額 障害者控除額 の計算書)	15	第11・11の2表の付表1
2	第1表(続)	9	第7表	16	第11・11の2表の付表1(続)
3	第1表の付表2	10	第8表	17	第11・11の2表の付表1(別表)
4	第2表 (相続税の総額の計算書)	11	第9表 (生命保険金などの明細書)	18	第13表 (債務及び葬式費用の明細書)
5	第4表 (相続税額の加算金額の計算書)	12	第10表 (退職手当金などの明細書)	19	第14表
6	第4表の2	13	第11表 (相続税がかかる財産の明細書)	20	第15表 (相続財産の種類別価額表)
7	第5表 (配偶者の税額軽減額の計算書)	14	第11の2表	21	第15表(続)

[※] 税制改正等により、対象帳票(種類、名称など)が変更となる場合があります(上記の申告書は平成31年3月末時点のものです。)。

[※] 納税猶予等の特例関係の申告書など、上記以外のものについてはe-Taxで受付をすることができません。

■達人Cubeオプション クラウドサービスのご紹介

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

NEW

- ✓ 達人シリーズをクラウド化
- ✓ 達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減
- ✓ ローカルPCにインストールした場合と変わらない操作感

(2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

- ✓ デスクトップ環境をまるごとクラウド化
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ クラウド上で会計・税務データを管理・運用できるため安心

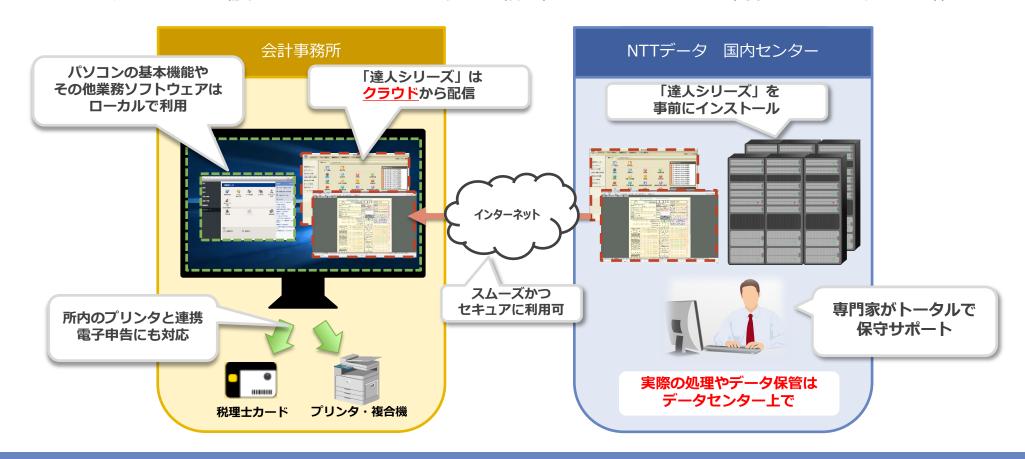
(3) 達人Cube「クラウドストレ~ジ」

- ✓ インターネット経由で業務データをお手軽に保管
- ✓ 高度なセキュリティ機能により、大切な情報資産をセキュアに保全
- ✓ 万が一の災害時も、保管されたデータから即座に復旧できるため安心

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 (新商品)

達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」とは、 NTTデータのデータセンターで運用される仮想サーバーにインストールされた達人シリーズを、インターネットを介して事務所内のクライアント端末で利用できるサービスです。

達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減するだけでなく、業務データをセキュアに保全できます。



(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 (新商品)

【導入メリット】

①達人シリーズをまるごとクラウド化でき、管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズのアップデート作業は、クラウド上のサーバー1台だけでOK
- √ 事務所内のコンピュータにアプリやデータが残らないため、パソコンの入れ替えもラクラク
- ✓ ご契約中の達人シリーズを事前にインストール

②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 事務所規模に合わせた4プランをご用意
- ✓ Webブラウザからサクサク起動、セットアップも簡単

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 (新商品)

①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格	推奨利用人数
プラン1	4vCPU	8GB	100GB	16,000円	10名
プラン2	8vCPU	16GB	200GB	20,000円	25名
プラン3	12vCPU	24GB	300GB	24,000円	40名
プラン4	16vCPU	32GB	400GB	30,000円	60名

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

②クライアントアクセスライセンス

ライセンス数	標準販売価格
5CAL	13,500円
8CAL	21,600円
10CAL	27,000円

※ 利用する人数分のライセンス契約が必須です。

※10ライセンス以上は、5ライセンス追加ごとに13,500円/月が加算されます。

③共有ファイル領域(Sドライブ)

契約単位	標準販売価格
50GB	3,600円

- ※最低契約容量は50GB、上限は2TBです。
- ※容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

④業務ソフト(オプション)

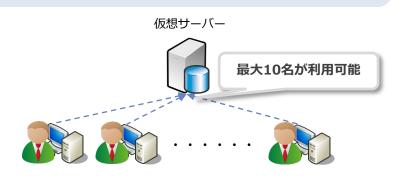
名称	標準販売価格
MS Office Standard2019	1,200円

※クライアントアクセスライセンスと同数の契約が必須です。

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 (新商品)

■利用人数:10名

10名規模向けの仮想サーバー1台で運用



<構成>

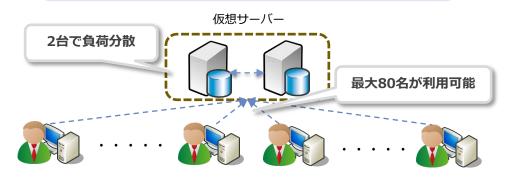
メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン1)	1	16,000円
クライアントアクセスライセンス	10	27,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB	3,600円

合計コスト(月額) 46,600円

合計コスト(年額) 559,200円

■利用人数:80名

40名規模向けの仮想サーバー2台で運用



<構成>

メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン3)	2	48,000円
クライアントアクセスライセンス	80	216,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	200GB	14,400円

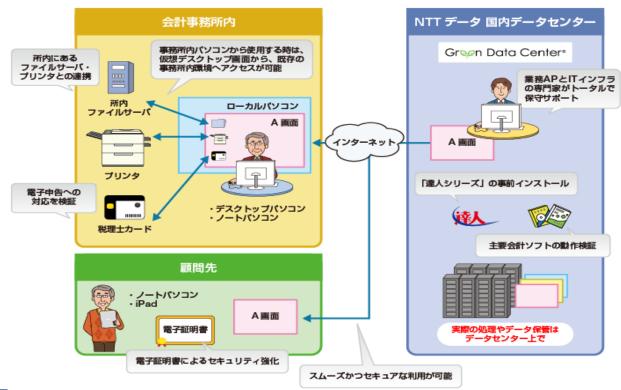
合計コスト(月額) 278,400円

合計コスト(年額) 3,340,800円

(2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

達人Cube「クラウドデスクトップ」は、税理士事務所の業務をセキュアかつ便利に推進するために開発されたデスクトップサービスです。
NTTデータのデータセンターで運用される仮想コンピュータ(VM: Virtual Machine)に対し、事務所内はもちろん、外出先からもアクセス可能で、いつものデスクトップ環境で業務を行う事が出来ます。

達人シリーズだけでなく主要会計ソフトや電子証明書についても動作確認済みのため、<mark>税理士事務所の業務環境をまるごとクラウド化</mark>できます。



(2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

【導入メリット】

①業務をまるごとクラウド化でき、システム管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズや第四世代電子証明書を事前にインストール
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ 全ての処理はクラウド側で実行されるため、事務所内PCは低スペックでOK

②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③総クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 用途に合わせた3グレード(SSD採用により、ライトでもサクサク作業)
- ✓ ローカルPCからのデータ移行も、エクスプローラーでラクラク

(2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

①VM本体	【価格は全て月額、	消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ)容量	標準販売価格
ライト	2vCPU	2GB	50GB	10,000円
スタンダード	4vCPU	4GB	100GB	12,500円
プロフェッショナル	6vCPU	6GB	150GB	15,000円

②VM単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
個人ファイル領域(Hドライブ)	20GB ※上限2TB	1,400円
MS Office Standard2013	_	1,200円

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

③事務所単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB ※上限2TB	3,600円
共有ファイル領域 アクセスライセンス	VM数 ※共有ファイル領域をご契約頂く場合、全VM台数分必要	300円

※Hドライブ、Sドライブの容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

(3) 達人Cube「クラウドストレ〜ジ」

達人Cube「クラウドストレ〜ジ」は、ログインIDやパスワードによる認証に加えて、インターネット回線による認証や端末認証など、より高度なセキュリティを実現したストレージサービスです。

【特徴】

- ・NTTグループが運営する国内最大級のデータセンター(お客様の保管領域)に、インターネット経由でお手軽に保管
- ・万が一大規模な災害が起きた場合でも大切な情報資産をデータセンターに保管したデータを使って復旧。スムーズに業務を再開。
- ・達人シリーズのデータだけでなく、ExcelやWordなどの業務データにも対応

【利用料】

・10GB:500円/月~(消費税別) ※最大5TBまで

◆「クラウドストレ~ジ」はここが違います!

POINT 1:信頼のデータセンターによる安心バックアップ データセンターへのアップロード・ダウンロードを行う際は、TSL通信により暗号化されています。 アップロード時には、ウィルスチェックを行うので、常にセキュアな環境でご利用いただけます。

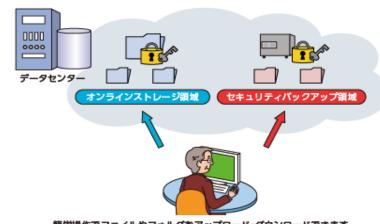
POINT 2:容量プランの充実ラインナップ

お手頃な10GBから大容量の5TBまで、充実のラインナップを安価でご提供します。

POINT 3:簡単操作で安心アップロード・ダウンロード

POINT4:端末認証と回線認証による高セキュリティを実現

【システムイメージ図】



NTTData

Trusted Global Innovator